

令和7年度（2025年度）
世田谷区第二次多文化共生プラン
取組み状況報告書

令和8年（2026年）9月
世田谷区

目次

本書について	1
--------	---

計画の体系	4
-------	---

数値目標	5
------	---

施策に基づく具体的な取組み

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現	16
------------------------	----

- (1) 日本語支援の充実
- (2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進
- (3) 生活基盤の充実【重点】
- (4) 災害等に対する備えの充実
- (5) ICTを活用した環境整備

基本方針2：地域社会における活躍の推進	38
---------------------	----

- (1) 多文化共生の地域交流促進
- (2) 地域活動への参加促進【重点】
- (3) 区政への参画推進

基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消	46
-----------------------------	----

- (1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】
- (2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進
- (3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実
- (4) 不当な差別的取扱いへの対応強化

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見	62
----------------------------------	----



<本書について>

「世田谷区第二次多文化共生プラン」について

「世田谷区第二次多文化共生プラン（以下、「第二次プラン」という。）」（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）は、「全ての人が多様性を認め合い、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていこうとする」多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）」第9条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

世田谷区第二次多文化共生プラン

世田谷区第二次男女共同参画プラン

基本方針 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現

基本方針 2 地域社会における活躍の推進

基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

推進体制 多文化共生社会の実現に向けた推進体制

第二次プランの体系

第二次プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる多文化共生のまち せたがや」の基本理念のもと、3つの基本方針を掲げています。

また、基本方針ごとに施策を挙げ、その施策に沿った事業展開をまとめています。なお、基本方針ごとの施策のうち1つを重点施策として掲げています。

詳細は「計画の体系」（p.4）をご覧ください。

第二次プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、毎年第二次プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、「世田谷区多文化共生推進部会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

数値目標のページについて

数値目標のページ（p.5～6）では、第二次プランにおいて設定している数値目標（「多文化共生の推進に向けた数値目標」、「重点施策に基づく数値目標」）についてそれぞれ以下の内容を掲載しています。

【数値目標】

第二次プランにおいて設定した数値目標です。各調査手法に基づく実績を掲載しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の実績数値について、評価と今後の取組みを掲載しています。

施策に基づく具体的な取組みのページについて

施策に基づく具体的な取組みのページでは、施策ごとの「取組み内容（事業名）」について、令和 7（2025）年度の取組み実績及びそれに対する評価、並びに今後の取組みを、以下のとおり表にまとめて掲載しています。

基本方針 1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 日本語支援の充実

外国人等が地域社会で自立した生活を送るために必要とするほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

施策に対する評価と今後の取組みを記載しています。

【施策に対する評価と今後の取組み】

「外国人向け日本語教室」において、講義時間と回数の見直し等により、受講修了までの継続的な学習支援をすることができた。また、日本語教室受講者と「せたがや日本語サポーター講座」受講者の交流イベントを開催し、学習内容の実践機会及び住民同士の交流機会を提供することができた。

また、区ホームページにおいて、オンラインで日本語学習ができるサイトの紹介ページを新たに作成し、外国人住民への分かりやすい情報提供を行った。今後、意識・実態調査（令和 8 年度実施）において外国人住民の日本語学習の実態やニーズを把握し、日本語支援の実現を図っていく。

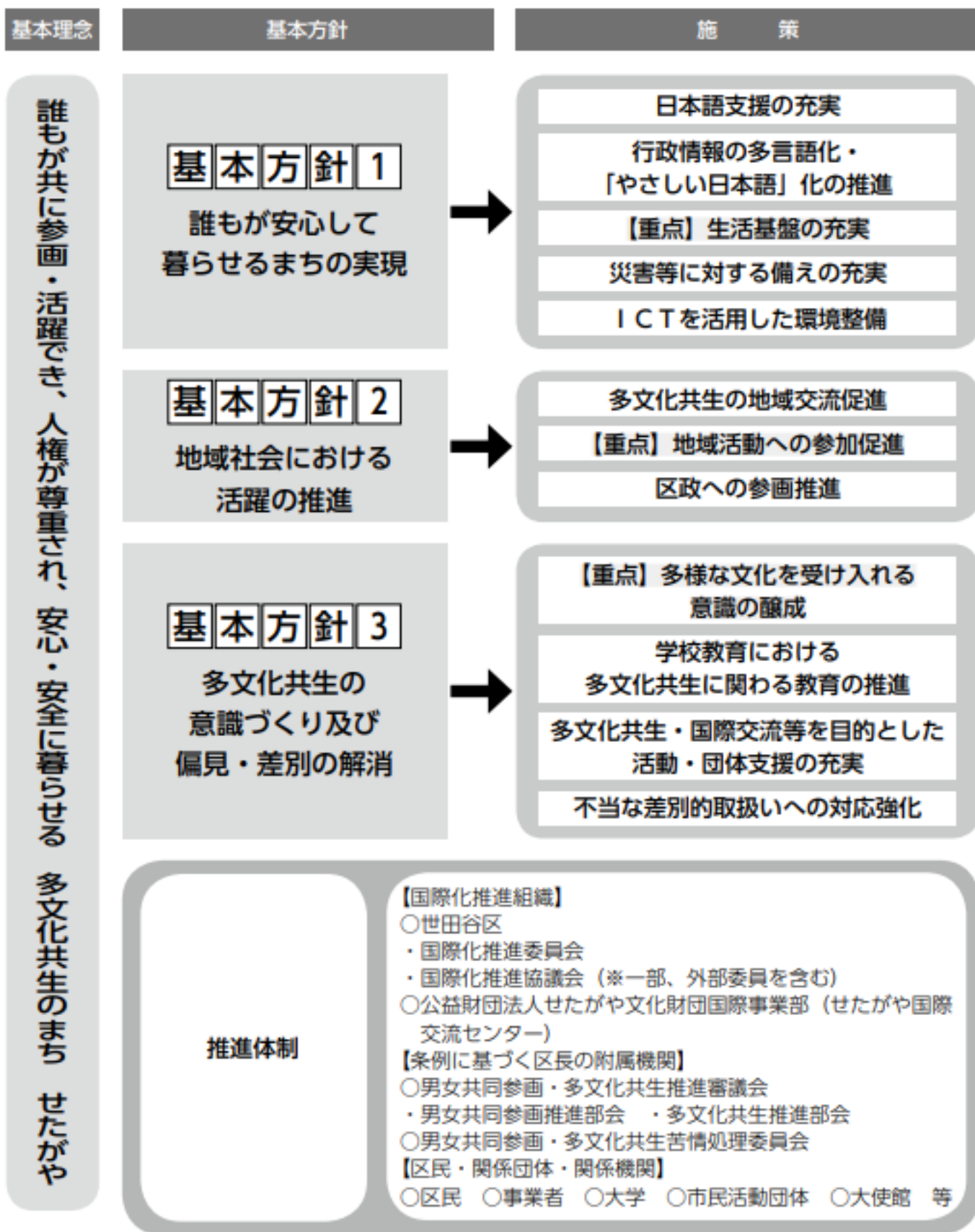
	事業名	所管課	取組内容	実績・数値等
1	外国人向け日本語教室の拡充	せたがや国際交流センター	日本語を初めて学ぶ外国人住民を対象に、日常生活における日本語の学習機会を提供し、日本語の習得を図ります。	外国人のための日本語教室」(各 18 回) 開催。 参加者 22 名
2	にほんご交流会の実施（再掲）	せたがや国際交流センター	外国人住民と日本人住民が、数人のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で会話をする交流会を実施します。	「にほんご交流会～我愛我家」(1 回) 会場：日本大学文理学部本館ラーニングコモンズ (参加者合計：278 名)
3	せたがや日本語サポーター講座の実施	せたがや国際交流センター	日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施します。	「日本語サポーター講座・基礎」 (参加：前期 50 名 後期 43 名) 「日本語サポーター講座・実践編」 (参加 32 名)
4	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行います。	外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行った。 小学校：36 時間 中学校：40 時間 【派遣実績】 小学校 43 校 109 名 中学校 15 校 25 名

【施策に対する評価と今後の取組み】
内の「意識・実態調査」は、令和 8 年度実施の「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」を指します。

再掲項目は網掛けにしています。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
1 回あたりの授業時間を 90 分から 120 分に拡大した。後半の 30 分は当日の授業内容を復習する「まとめ」の時間にあてた。時間を拡大した分、1 期回数を全 20 回から全 18 回に変更。教室修了後に「日本語サポーター講座」修了者との「交流会」を設け、実践的な日本人とのコミュニケーションの機会とした。	当面は、外国人住民からの問い合わせが多い【初級編】に注力しながら、講座のレベル設定については受講者の学習状況を確認しながら検討をしていく。	
「やさしい日本語」を用いた交流会として定着。前半は日本語学科の留学生によるプレゼンテーションを行い、後半は参加する日本人とテーブルを囲み意見交換や情報交換をしながら親睦を図った。応募者はリピーターも多いが、日本語を話したい外国人住民やボランティア希望者など、新規の参加者数も増加した。	「交流すること」を目的としたシンプルな企画構成であることから、リピーターで参加する方も多い。自国文化を発表する留学生の個性が感じられるのが本企画の特徴であり、今後は留学生の地域活動の一環として発表形式などを広げて展開することを目指す。	
日本語支援ボランティアに携わりたい方及びボランティア初心者を対象に、日本語支援の心構えや技術力向上、人材育成を目指した基礎講座をオンラインで実施。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上を目的に実践講座（1 回完結）を対面式で実施。あわせて受講者対象（希望者のみ）に地域の外国人支援として日本語教室を行っている団体の活動を見学する会を定期的に行うなどのサポートにも注力した。	受講者のレベルや志向が多様化するなかで、ボランティアを必要とする組織・活動団体の洗いだしや情報収集に努め、各団体との連携にむけた検討を行う。	
帰国・外国人児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行い、学習習得に役立てることができた。	指導が必要な児童・生徒は毎年いるため、引き続き、指導補助を継続していく。	

＜計画の体系＞



＜数値目標＞

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（「世田谷区民意識調査」※1、「世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査」※2による把握）

調査項目：多文化共生が進んでいると思う区民の割合				
第二次プラン 策定時(2023年度)	前回の調査 (2025年度)	直近の調査 (2026年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
37.7%	46.2%	41.1%	50%	55%以上

(2) 重点施策に基づく数値目標

①「世田谷区民意識調査」※1、「世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査」※2による把握

調査項目：外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合【重点②】				
第二次プラン 策定時(2023年度)	前回の調査 (2025年度)	直近の調査 (2026年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
15.6%	14.9%	12.3%	25%	30%以上
調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時(2023年度)	前回の調査 (2025年度)	直近の調査 (2026年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
31.1%	29.2%	29.0%	40%	45%以上

②「外国人アンケート調査※3」、「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査※4」による把握

調査項目：外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合【重点①】				
第二次プラン 策定時(2023年度)	前回の調査 (2025年度)	直近の調査 (2026年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
52.5%	49.4%	44.6%	65%	75%以上
調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時(2023年度)	前回の調査 (2025年度)	直近の調査 (2026年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
42.6%	44.3%	31.2%	50%	55%以上

※1 世田谷区区民意識調査（2023年度、2025年度調査）

区内在住の満15歳以上の方（外国人区民含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：5,000名）

※2 世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査（2026年度調査）

区内在住の満15歳以上の日本人区民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為抽出した5,000名に対し、多文化共生に関する項目についてアンケートを実施。

※3 外国人アンケート調査（2023年度、2025年度調査）

区内在住の15歳以上の外国籍区民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：1,000名）

※4 世田谷区における外国人区民の意識・実態調査（2026年度調査）（※以下、「意識・実態調査」という）

区内在住の15歳以上の外国籍区民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：2,000名）

【数値目標に対する評価と課題】

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（「世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査」による把握※P7 参照）

「多文化共生が進んでいると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 3.4 ポイント上昇したものの、前回調査時（2025 年度）より 5.1 ポイント減少し、41.1%となった。
- ・今回調査では、設問文に「多文化共生」の定義を明記し、「全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと」と具体的に示した。そのため、回答者が多文化共生の意味をより正確に理解した上で回答した結果、前年度より厳しい評価となった可能性が考えられる。
- ・引き続き関係各課と連携しながら多文化共生施策を推進していくとともに、多文化共生の理念や取組みについて区民への周知を強化し、意識醸成を図る必要がある。

(2) 重点施策に基づく数値目標（「世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査」による把握 ※P7 参照）

重点②「外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 3.3 ポイント、前回調査時（2025 年度）より 2.6 ポイント減少し、12.3%となった。
- ・『外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合』は 1 割強にとどまり、依然として低い状況にある。一方で、『わからない』と回答した割合は 5 割を超えており、そもそも地域活動へ参加していない日本人住民も多く、外国人等の地域活動への参加状況について日本人住民が認識する機会が十分ではないことがうかがえる。
- ・また、「意識・実態調査」と併せて実施した外国人住民へのヒアリング調査の結果、地域活動に関する情報発信が十分ではなく、情報が適切に届いていない実態が明らかとなった。引き続き、せたがや国際交流センター等と連携しながら、外国人住民に対する継続的な情報提供・働きかけを図り、地域活動への参加を促進していく。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

- ・指標は 29.0%となり、前回調査時（2025 年度）の 29.2%とほぼ同水準で推移した。
- ・外国人住民の増加や国際化の進展が続く中で、外国人に関するインターネット上での様々な言動や報道等を通じて形成される社会的な印象の影響もあり、数値が横ばいであったと考えられる。
- ・引き続き、多文化理解講座や多文化共生リーフレット等の活用を通して区民への理解促進・意識啓発を行うとともに、外国人住民と日本人住民が相互理解を深める機会の充実を図り、多様性を尊重する地域社会づくりを進める必要がある。

(3) 重点施策に基づく数値目標（「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」による把握 ※P8 参照）

重点①「外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 7.9 ポイント、前回調査時（2025 年度）より 4.8 ポイント減少し、44.6%となった。
- ・今年度実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」は次期プラン改定の基礎資料となることから、回答についてより精度の高い分析を行うため、選択肢に新たに『どのような支援があるか知らない』を追加した。これにより、外国人住民に対する制度の利用状況だけでなく、制度の認知度についても把握することができ、支援制度に関する周知の課題をより明確に分析することができた。
- ・今回、この選択肢を追加し、『どのような支援があるか知らない』の回答が 3 割と最も高かったことから、支援制度や相談窓口に関する情報が外国人住民に十分に届いていない状況がうかがえる。外国人住民に情報が適切に届くよう、多言語での情報発信や相談窓口の周知等を強化していく必要がある。

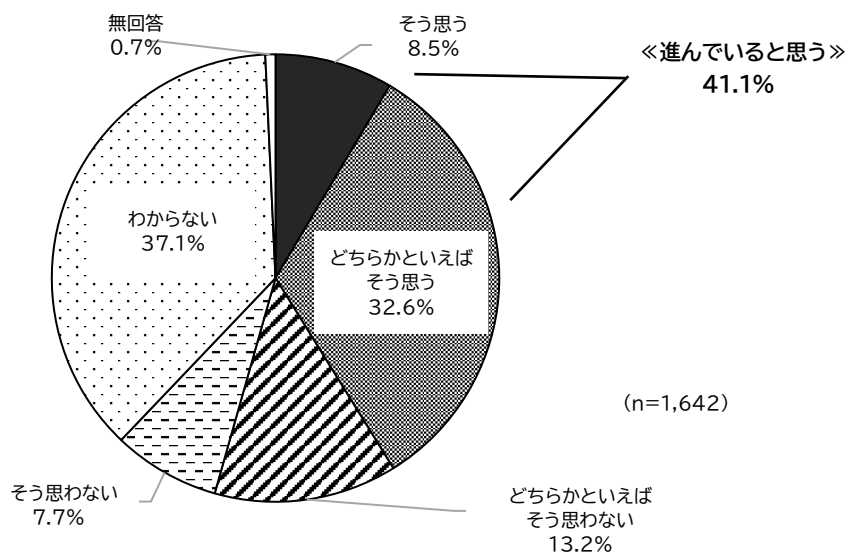
重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 11.4 ポイント、前回調査時（2025 年度）より 13.1 ポイント低下し、31.2%となった。
- ・前回調査時よりも大きく減少している要因としては、（2）重点③と同様に、日本社会全体における外国人等への印象が、実体験だけでなくインターネット等を通じた様々な言動に対する受け止め方に影響している可能性が考えられる。
- ・引き続き、多文化理解講座や交流イベント等の取組みの周知と参加促進を図るとともに、外国人住民と日本人住民の相互理解の促進に取り組む必要がある。

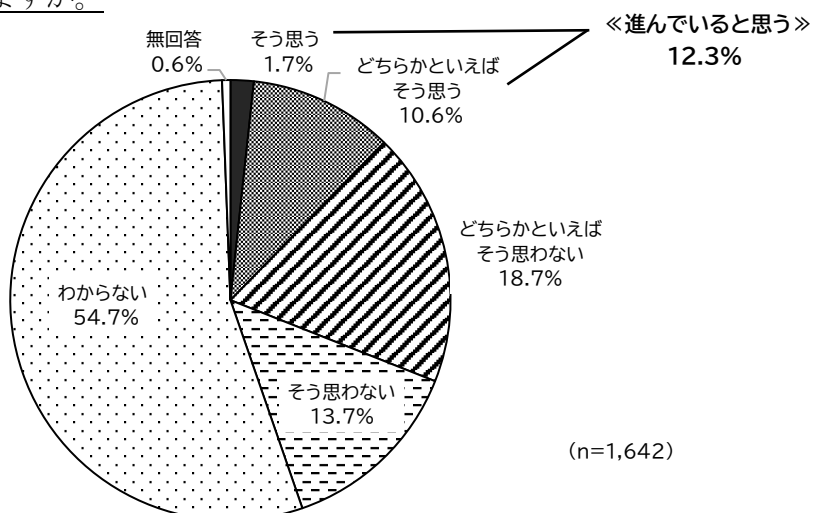
＜参考＞「世田谷区における多文化共生に関するアンケート調査」より

問 あなたは、世田谷区内において「多文化共生」が進んでいると思いますか。

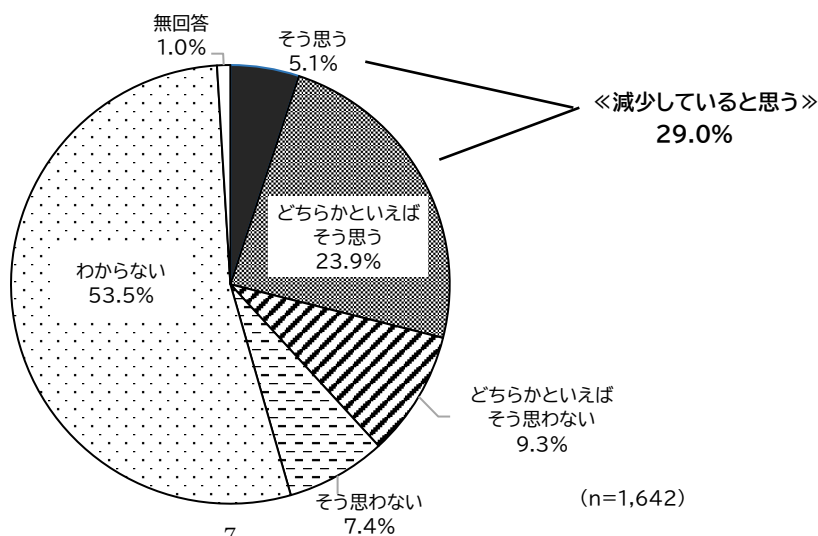
※「多文化共生」とは、全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことを言います。（「世田谷区第二次多文化共生プラン」より引用）



問 区では、外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域のおまつりや防災訓練、ボランティア活動などへの参加を促進しています。あなたは、外国人等の地域活動への参加が進んでいると思いますか。

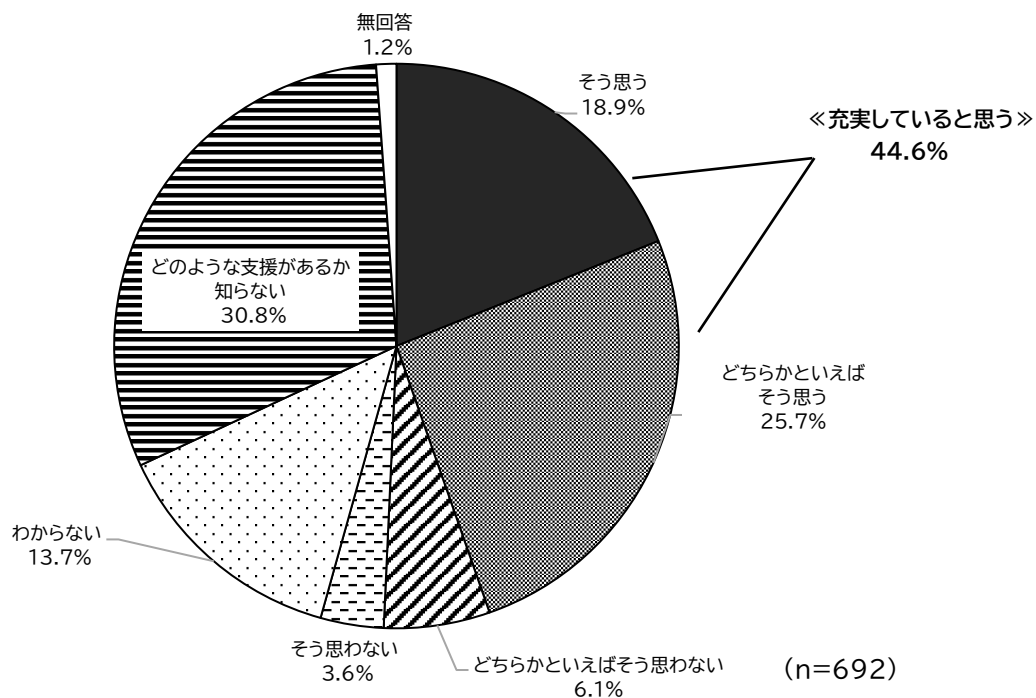


問 区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人等に対する偏見や差別が減少していると思いますか。

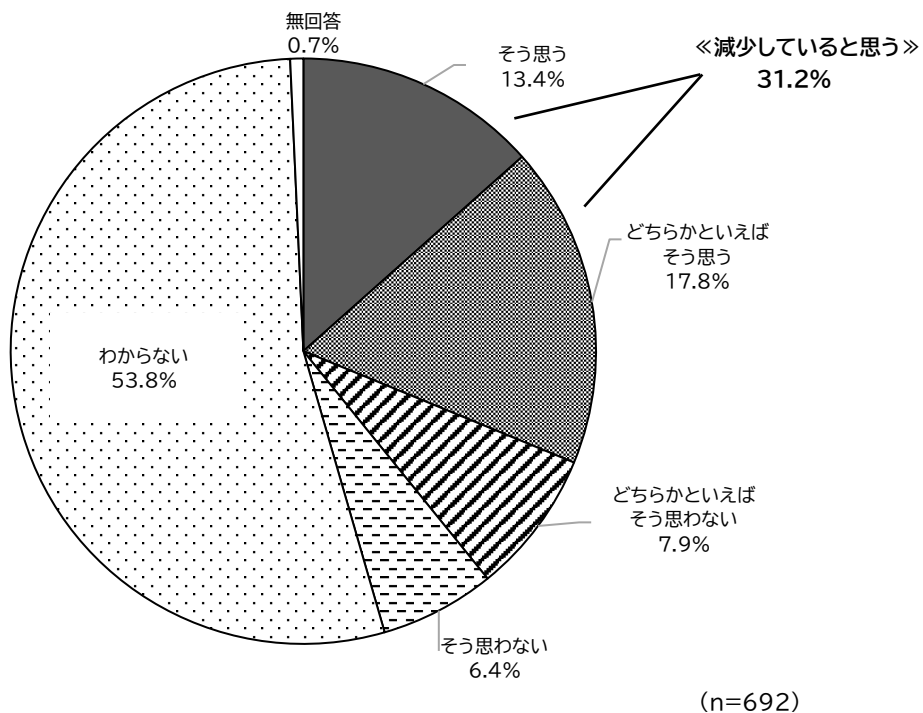


<参考>「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」より

問 世田谷区では、外国人住民が安心して地域で生活するために、教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を行っています。あなたは外国人住民に対する生活支援が充実していると思いますか。



問 世田谷区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人住民に対する偏見や差別が減っていると思いますか。



<参考>第一次プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き

国の動き

■出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

平成 30(2018)年 12 月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設された。(改正法は平成 31(2019)年 4 月施行)

これに合わせ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を示した。

■日本語教育の推進に関する法律の成立（文化庁）

令和元(2019)年 6 月、「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行され、在住外国人等に対する日本語教育の機会拡充・水準の維持向上等が掲げられた。地方公共団体も、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされた。

令和 2(2020)年 6 月、同法 10 条の規定に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が閣議決定された。

■外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定（文部科学省）

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定され、地方公共団体が講ずべき事項もあわせて示された。

■外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）の開所（出入国在留管理庁）

令和 2(2020)年 7 月、新宿区の JR 四ツ谷駅前に「外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）（以下、「FRESC」という。）」が開所された。FRESC には、出入国在留管理庁や日本司法支援センター（法テラス）など 8 つの機関の相談窓口が入り、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、地方公共団体の支援などの取組みを行う。

■「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定（出入国在留管理庁・文化庁）

令和 2(2020)年 8 月、在留支援のためのやさしい日本語の必要性や、やさしい日本語の作成手順・要点等を示したガイドラインが策定された。

■「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（総務省）

令和 2(2020)年 9 月、「地域における多文化共生推進プラン」(2006 年)が 14 年ぶりに改訂された。改訂版は、「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」を掲げるとともに、コミュニケーション支援・生活支援・意識啓発と社会参画支援に次ぐ施策の 4 番目の柱として、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」を新たに設けた。

■「日本語教育の参照枠」の報告（文化庁）

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」が令和 3(2021)年 10 月に文化審議会国語分科会により報告された。

■「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（法務省）

「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策が示されたロードマップが令和 4(2022)年 6 月に策定された。

■「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（以下、「日本語教育機関認定法」）の成立、施行

令和 5（2023）年 5 月、「日本語教育機関認定法」が成立し、令和 6（2024）年 4 月 1 日より施行された。日本語教育機関の文部科学大臣による認定制度が創設され、認定日本語教育機関で日本語教育を行うためには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了し、登録日本語教員として文部科学省の登録を受けることとされた。

■出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

令和 5（2023）年 6 月に出入国管理及び難民認定法が改正され、送還停止効の例外規定や「補完的保護対象者」認定制度、収容に代わる管理措置制度等が創設された（施行は令和 6（2024）年 6 月 10 日）。

また、令和 6（2024）年 6 月 14 日には、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として「育成就労」を創設すること等を定めた改正法が成立した。

■特定技能基準省令の一部改正・施行（法務省）

特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び 1 号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」に明記された。これを踏まえ、特定技能基準省令の一部が改正され、特定技能所属機関は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ必要な協力を行うこと、また、1 号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえることが規定された。同省令は令和 7（2025）年 4 月 1 日より施行。

■「外国人との秩序ある共生社会推進室」の設置（内閣官房）

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進していくため、内閣官房に、外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」が令和 7（2025）年 7 月に設置された。

■「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」関係閣僚会議決定

上記「『外国人との秩序ある共生社会推進室』の設置」に基づく、関係閣僚会議において、

- ・一部の外国人による、我が国の法やルール逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- ・入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対応、事実・実態を把握したうえでの制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組みにより、安全・安心な社会を実現
- ・その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に反映する社会の実現を目指す必要

を基本的な考え方として、「国民の安全・安心のための取組み」及び「外国人が日本社会に円滑に適応するための取組み」を新たに組みまとめた。（令和 8（2026）年 1 月）

東京都の動き

■東京都つながり創生財団の設立

「人」と「人」とのつながりによる地域コミュニティの活性化をはかり、「都民一人ひとりが輝ける社会」の実現を目指す新たな財団として、「東京都つながり創生財団（以下、「財団」という。）」が令和 2（2020）年 10 月 1 日に設立された。財団では、都内に住む外国人を支援するなど多文化共生社会づくりを進めるほか、ボランティア文化の定着や、町会・自治会を中心とした地域コミュニティの活性化など、共助社会づくりに取り組む。

■「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定

国による「日本語教育の推進に関する法律」の策定や基本方針の閣議決定等の地域日本語教育の推進に関する動きを受け、令和 5（2023）年 3 月、地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で共通して踏まえるべき視点や目標等について示された「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」が策定された。

■東京都多文化共生推進指針の改定

外国人と日本人が共に地域の一員として活躍できる多文化共生社会の推進のため、東京都が平成 28（2016）年に策定した「東京都多文化共生推進指針」が令和 7（2025）年 6 月に改定された。改定版では、多文化共生を担う各主体の役割が明確化されている。

■国に対する「総合的対応策に関する要望」の実施

令和 8（2026）年 1 月に国が決定した「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を踏まえ、多文化共生にかかる基本法の制定や外国人受入れの基本的な考え方の整理、日本語や日本の制度等の学習プログラム創設の明確化などを含む緊急要望を行った。（令和 8（2026）年 3 月）

世田谷区の動き

■公益財団法人せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや））の開設・運営

今後の国際政策をより効率的・効果的に推進するため、公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業部を新設するとともに、情報発信の拠点となる「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」を令和 2（2020）年 4 月に開設した。

国際事業部は、在住外国人と日本人との交流を推進するための事業を実施するほか、「せたがや国際交流センター」において、外国人向けの行政情報、生活・文化情報、国際交流活動を行う団体等の情報発信、在住外国人の生活相談の問い合わせへの対応などを実施している。

■東京外国人支援ネットワークへの加盟

令和3(2021)年11月、外国人のための専門相談事業を円滑に進めるため、東京国際交流団体連絡会議・外国人相談事業部会に属する国際交流団体、行政組織、NPO等で外国人のため相談事業を実施もしくは外国人支援活動をする諸団体で構成する「東京外国人支援ネットワーク」に加盟した。今後、本ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進め、外国人のための専門家相談会を協働で実施する。

■「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置

令和4(2022)年2月24日に始まったロシア連邦によるウクライナへの侵攻に伴い、日本に入国するウクライナの避難民を世田谷区として受け入れ、日常生活の支援を行うに当たり、その具体的な課題及び支援の内容を検討するため、3月23日に庁内プロジェクトチームを設置した。

■「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく「世田谷区多文化共生プラン」(平成31(2019)年3月策定)の計画期間が令和5(2023)年度で終了し、新たに「世田谷区第二次多文化共生プラン」(以下、「第二次プラン」という。)を令和6(2024)年3月に策定した。第二次プランでは、第一次プランに引き続き「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち セタがや」を基本理念に掲げ、『誰もが安心して暮らせるまちの実現』『地域社会における活躍の推進』『多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消』の3つの基本方針のもと、多文化共生の推進のため様々な取組みを行っている。

■特定技能制度における地域の共生施策に関する連携

上述した「特定技能基準省令の一部改正・施行(法務省)」に基づき、特定技能所属機関による「協力確認書」の受付を開始した。(令和7(2025)年4月)

＜参考＞区内在住外国人数データ

都内区市町村別 外国人数

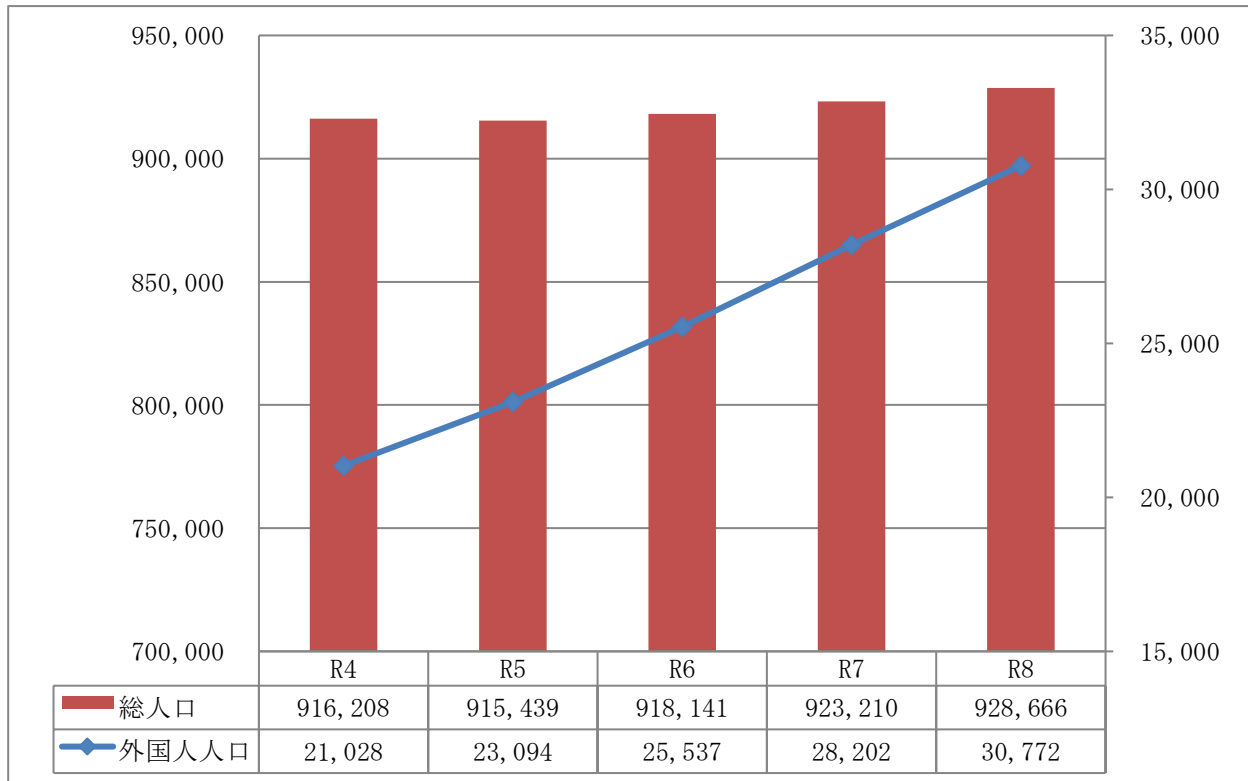
比率順

実数順

		外国人	総人口	比率			外国人	総人口	比率
東京都総数		783,701	14,077,552	5.57%	東京都総数		783,701	14,077,552	5.57%
区 部		655,945	9,796,723	6.70%	区 部		655,945	9,796,723	6.70%
1	新宿区	51,357	355,125	14.46%	1	江戸川区	52,771	697,414	7.57%
2	豊島区	38,584	296,129	13.03%	2	新宿区	51,357	355,125	14.46%
3	荒川区	25,576	224,784	11.38%	3	足立区	48,290	703,369	6.87%
4	台東区	21,346	217,512	9.81%	4	江東区	41,387	543,193	7.62%
5	北区	35,296	367,432	9.61%	5	板橋区	41,160	583,528	7.05%
6	港区	23,901	269,877	8.86%	6	豊島区	38,584	296,129	13.03%
7	中野区	27,145	343,794	7.90%	7	北区	35,296	367,432	9.61%
8	江東区	41,387	543,193	7.62%	8	大田区	34,516	745,048	4.63%
9	江戸川区	52,771	697,414	7.57%	9	葛飾区	32,541	472,558	6.89%
10	文京区	17,094	236,981	7.21%	10	世田谷区	30,772	928,666	3.31%
11	中央区	13,594	191,015	7.12%	11	練馬区	29,662	750,559	3.95%
12	板橋区	41,160	583,528	7.05%	12	中野区	27,145	343,794	7.90%
13	葛飾区	32,541	472,558	6.89%	13	荒川区	25,576	224,784	11.38%
14	足立区	48,290	703,369	6.87%	14	杉並区	25,275	582,636	4.34%
15	千代田区	4,344	69,139	6.28%	15	港区	23,901	269,877	8.86%
16	墨田区	17,806	288,833	6.16%	16	台東区	21,346	217,512	9.81%
17	渋谷区	13,280	230,880	5.75%	17	品川区	17,988	415,644	4.33%
18	大田区	34,516	745,048	4.63%	18	墨田区	17,806	288,833	6.16%
19	目黒区	12,260	282,607	4.34%	19	文京区	17,094	236,981	7.21%
20	杉並区	25,275	582,636	4.34%	20	中央区	13,594	191,015	7.12%
21	品川区	17,988	415,644	4.33%	21	渋谷区	13,280	230,880	5.75%
22	練馬区	29,662	750,559	3.95%	22	目黒区	12,260	282,607	4.34%
23	世田谷区	30,772	928,666	3.31%	23	千代田区	4,344	69,139	6.28%
市 部		125,828	4,204,167	2.99%	市 部		125,828	4,204,167	2.99%
町 村 部		1,928	76,662	2.51%	町 村 部		1,928	76,662	2.51%

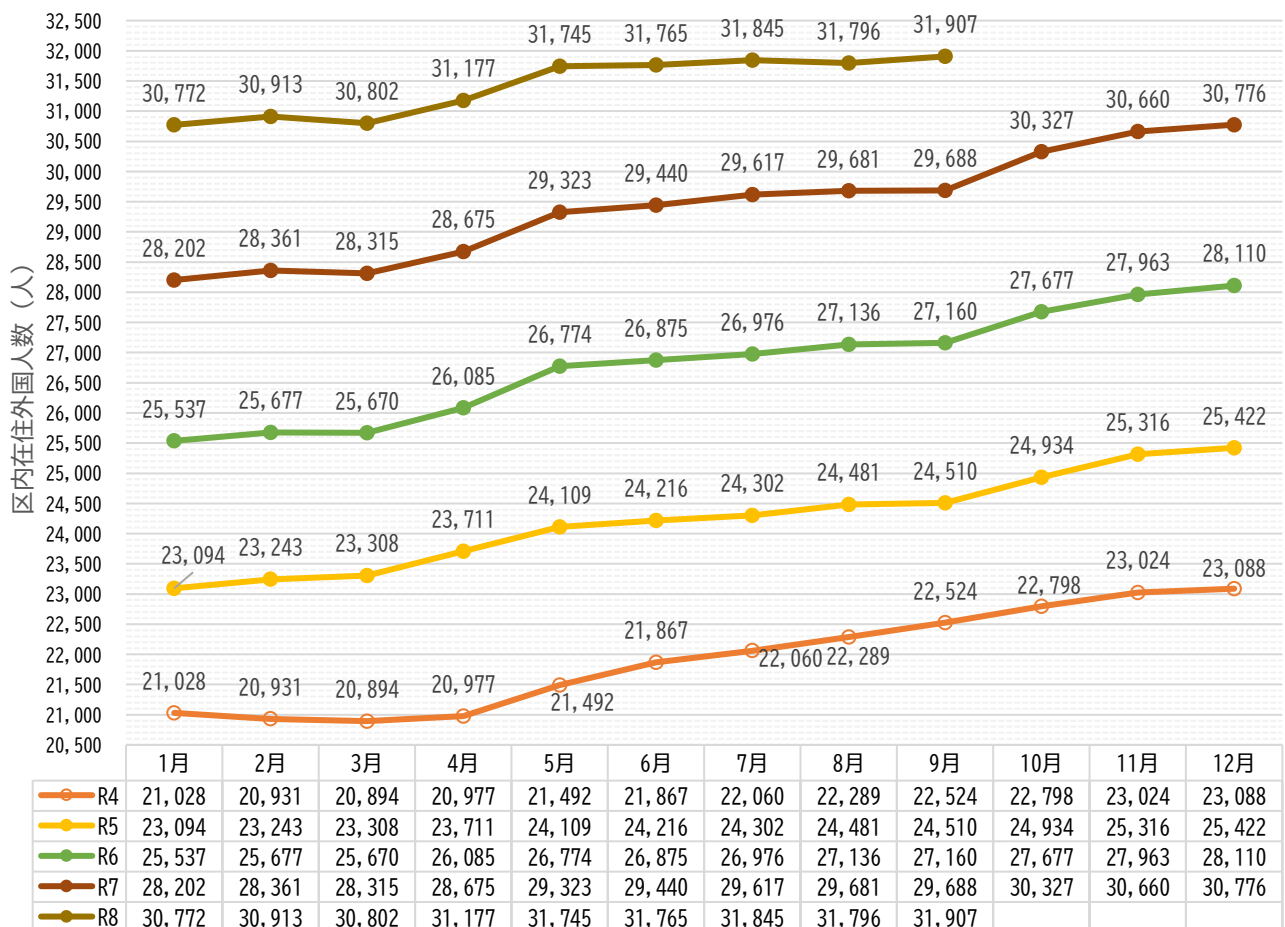
※令和8年1月1日時点

区内在住外国人数 過去5年間の推移



[各年1月1日時点]

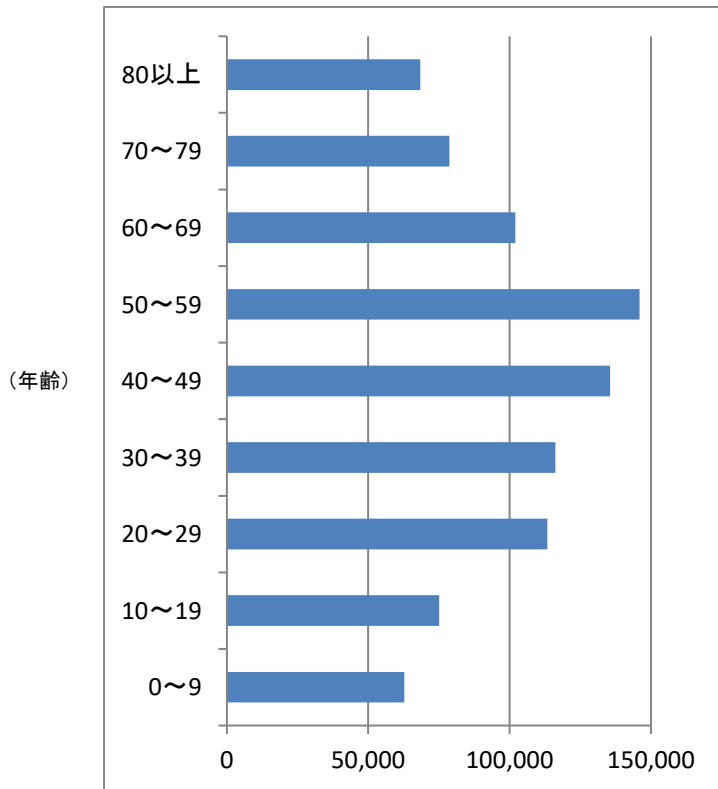
令和4年～令和8年 区内在住外国人数の比較



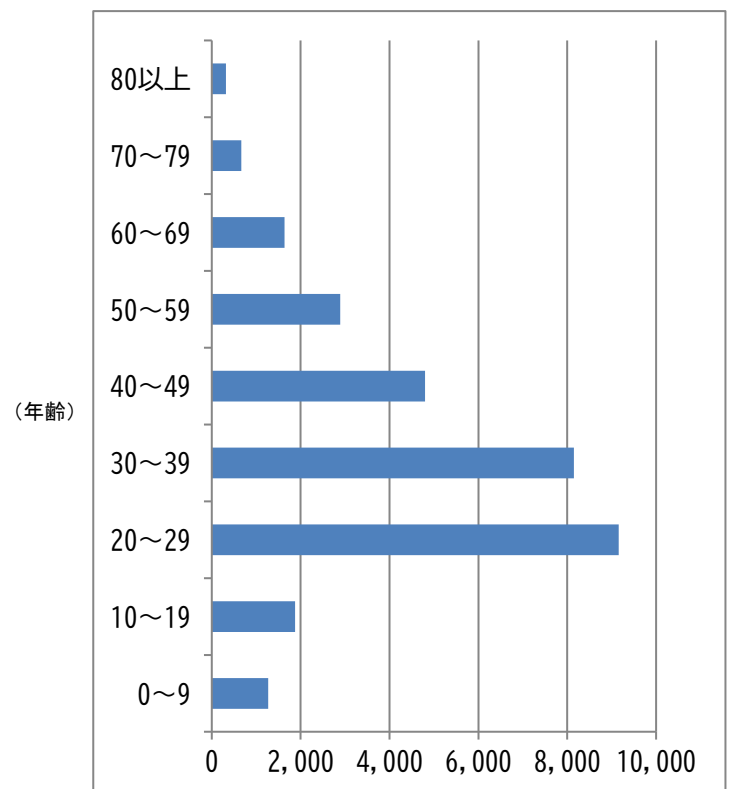
[各月1日時点]

世田谷区内年齢別人口

日本人人口

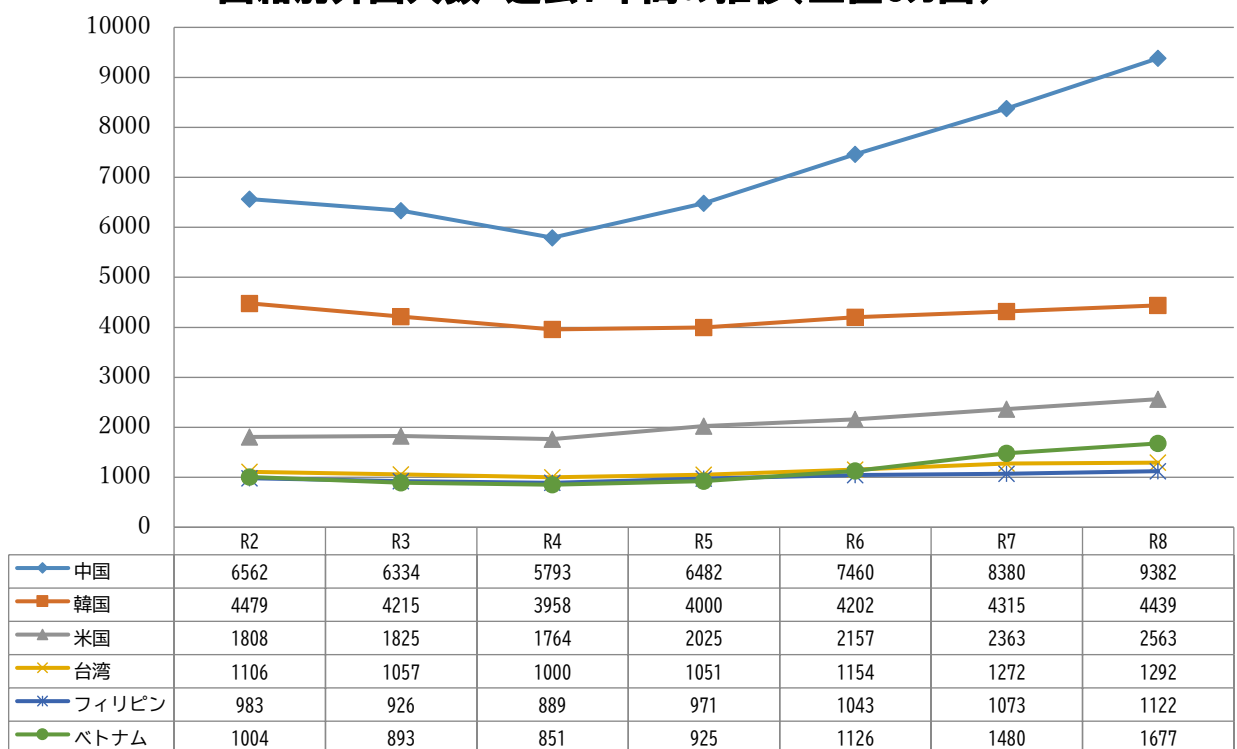


外国人人口



[令和 8 年 1 月 1 日時点]

国籍別外国人数 過去7年間の推移(上位6カ国)

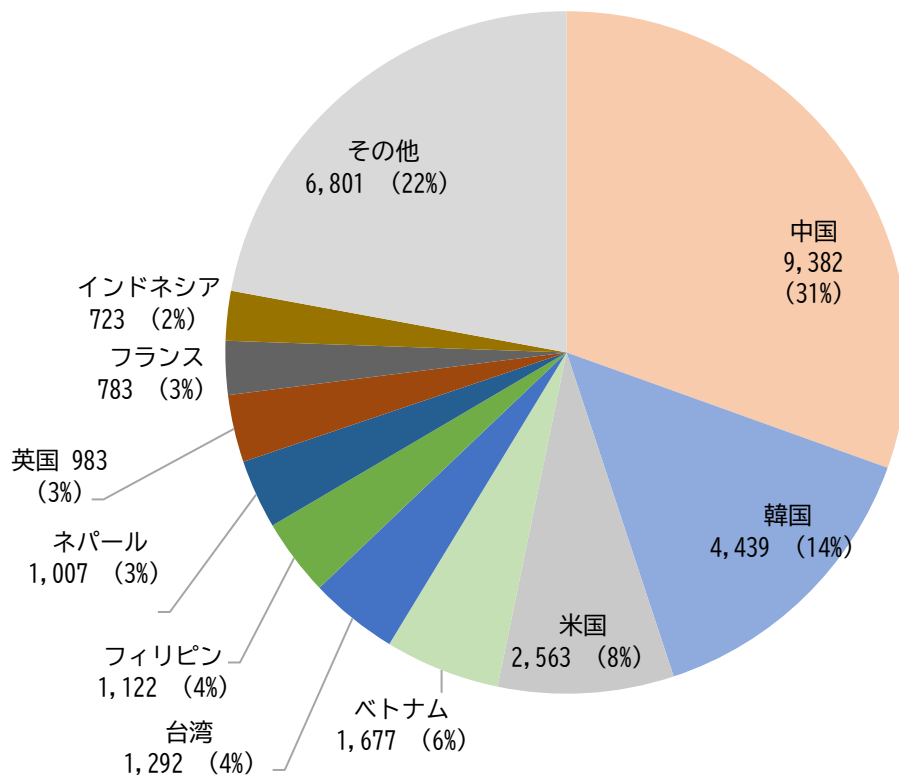


[各年 1 月 1 日時点]

国籍・地域別外国人数

順位	国名	令和8年1月	令和7年1月	増減数	増減率
1	中国	9,382	8,380	1,002	12.0%
2	韓国	4,439	4,315	124	2.9%
3	米国	2,563	2,363	200	8.5%
4	ベトナム	1,677	1,480	197	13.3%
5	台湾	1,292	1,272	20	1.6%
6	フィリピン	1,122	1,073	49	4.6%
7	ネパール	1,007	801	206	25.7%
8	英国	983	967	16	1.7%
9	フランス	783	749	34	4.5%
10	インドネシア	723	595	128	21.5%
11	その他	6,801	6,207	594	9.6%
合計		30,772	28,202	2,570	9.1%

[令和8年1月1日時点]



[令和8年1月1日時点]

＜施策に基づく具体的な取り組み＞

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 日本語支援の充実

外国人等が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と今後の取り組み】

「外国人向け日本語教室」において、講義時間と回数の見直し等により、受講修了までの継続的な学習支援をすることができた。また、日本語教室受講者と「せたがや日本語サポーター講座」受講者の交流イベントを開催し、学習内容の実践機会及び住民同士の交流機会を提供することができた。

また、区ホームページにおいて、オンラインで日本語学習ができるサイトの紹介ページを新たに作成し、外国人住民への分かりやすい情報提供を行った。今後、意識・実態調査（令和8年度実施）において外国人住民の日本語学習の実態やニーズを把握し、さらなる日本語支援の充実を図っていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
1	外国人向け日本語教室の拡充	せたがや国際交流センター	日本語を初めて学ぶ外国人等に対し、日常生活における会話程度の日本語を習得する機会の拡充を図ります。	「外国人のための日本語教室」年間5期（各18回）開催。 （第1期：対面開催 参加22名 第2期：オンライン開催 参加19名 第3期：対面開催 参加22名 第4期：オンライン開催 参加18名 第5期：対面開催 参加24名） （参加合計：105名）
2	にほんご交流会の実施	せたがや国際交流センター	外国人住民と日本人住民が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で会話をする交流会を実施します。	「にほんご交流会 IN テンプル大学」（4回） 会場：テンブル大学ジャパンキャンパス 「にほんご交流会～我愛我家」（1回） 会場：日本大学文理学部本館ラーニングコモンズ （参加者合計：278名）
3	せたがや日本語サポーター講座の実施	せたがや国際交流センター	日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施します。	「日本語サポーター講座・基礎」（参加：前期50名 後期43名） 「日本語サポーター講座・実践編」（参加32名）
4	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行います。	外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行った。 小学校：36時間 中学校：40時間 【派遣実績】 小学校43校109名 中学校15校25名
5	オンラインでの日本語学習に関するウェブサイト等の情報提供	文化・国際課	日本語を学びたいが、時間や場所に限りがある外国人等に対し、オンラインで自主学習ができるツール等の紹介・提供を行います。	動画や音声、テキスト等を使用しオンラインで日本語学習ができるツール・サイト等を一覧にまとめたホームページを作成し、外国人住民向けページにおいて情報提供を行った。
6	地域日本語教室との情報連絡会の実施	文化・国際課	地域日本語教育の推進のため、区内各地域のボランティアによる日本語教室との情報共有等を行う機会として、情報連絡会の充実を図ります。	区内のボランティアによる日本語教室との情報連絡会を実施した。 実施日：令和7年9月30日 参加者：世田谷区・せたがや国際交流センター・各地域日本語教室代表者

実績に対する評価	今後の取組み	備考
1回あたりの授業時間を90分から120分に拡大した。後半の30分は当日の授業内容を復習する「まとめ」の時間に充てた。時間を拡大した分、1期回数を全20回から全18回に変更。教室修了後に「日本語サポーター講座」修了者との「交流会」を設け、実践的な日本人とのコミュニケーションの機会とした。	当面は、外国人住民からの問い合わせが多い【初級編】に注力しながら、講座のレベル設定については受講者の学習状況を確認しながら検討をしていく。	
「やさしい日本語」を用いた交流会として定着。前半は日本語学科の留学生によるプレゼンテーションを行い、後半は参加する日本人とテーブルを囲み意見交換や情報交換をしながら親睦を図った。応募者はリピーターも多いが、日本語を話したい外国人住民やボランティア希望者など、新規の参加者数も増加した。	「交流すること」を目的としたシンプルな企画構成であることから、リピーターで参加する方も多い。自国文化を発表する留学生の個性が感じられるのが本企画の特徴であり、今後は留学生の地域活動の一環として発表形式などを広げて展開することを目指す。	
日本語支援ボランティアに携わりたい方及びボランティア初心者を対象に、日本語支援の心構えや技術力向上、人材育成を目指した基礎講座をオンラインで実施。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上を目的に実践講座（1回完結）を対面式で実施。あわせて受講者対象（希望者のみ）に地域の外国人支援として日本語教室を行っている団体の活動を見学する会を定期的に行うなどのサポートにも注力した。	受講者のレベルや志向が多様化するなかで、ボランティアを必要とする組織・活動団体の洗いだしや情報収集に努め、各団体との連携にむけた検討を行う。	
帰国・外国人児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行い、学習習得に役立てることができた。	指導が必要な児童・生徒は毎年いるため、引き続き、指導補助を継続していく。	
ページの作成にあたっては、「やさしい日本語」を活用するとともに、日常生活、仕事、学校などのカテゴリ別にまとめることにより、分かりやすい情報提供を行うことができた。	適宜情報収集を行い情報のアップロードを行うとともに、より多くの外国人住民に活用してもらえるよう、幅広く周知を行っていく。	
地域日本語教室との情報共有により、どのような外国人住民が日本語教室に通っているのかなどの実態や各教室が抱える課題等について発見することができた。また、普段は別々に活動している団体同士が会し顔合わせを行うとともに、日頃の実践や課題等について意見交換を行える貴重な機会を提供することができた。	ボランティアによる地域日本語教室は、区内における外国人支援を支える重要な基盤となっているため、引き続き情報連絡会を通して情報収集、課題把握を行うとともに、区の取組みの普及啓発にも努める。	

基本方針 1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進

外国人等が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」の普及に努めます。

【施策に対する評価と今後の取り組み】

「やさしい日本語」研修の受講対象者数を拡充し、より多くの職員への「やさしい日本語」の普及啓発を図ることができた。また、若者施設でのイベントちらしの多言語対応化を図るなど庁内各課の多言語化を前進させた。今後、庁内各課におけるチラシ等の更なる多言語化を進め、日本語が分からない区民にも分かりやすい情報発信に努めていく。

また、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」については、庁内における多言語・「やさしい日本語」対応の指針となるよう、社会情勢の変化等を踏まえ改訂を検討する必要がある。

①情報発信における多文化共生意識の醸成

	項目	所管課	内容	実績・数値等
7	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進	文化・国際課	日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域の情報をどのようにして正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促します。	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則り、区ホームページにおいて「やさしい日本語」の活用や多言語表記による情報発信を行うとともに、職員向け研修において手引きの周知を行い、庁内への啓発を図った。また、担当所管課に働きかけ、青少年交流センターのイベントについて新たに多言語対応を行った。
8	ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発	都市デザイン課	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。また、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティなどの多様性を尊重した視点も必要です。できるだけ多くの人にとってわかりやすいデザインとその考え方を示したガイドライン（情報のユニバーサルデザインガイドライン）の普及や職員向け研修をはじめ、区民向けユニバーサルデザインワークショップ等により、ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な啓発を行います。	だれもが利用しやすい施設の整備・運営を円滑に進めるため、令和8年3月4日に都市デザイン研修を開催し、ユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性を説明した。
9	職員向け「やさしい日本語」研修等の実施	文化・国際課 研修担当課	「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人等や高齢者、障害者等にも分かりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。	世田谷文化生活情報センターセミナールームにて、職員を対象にした「やさしい日本語」研修を実施した。 実施日：令和8年1月14日 受講者数：88名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
手引きに則った多言語・「やさしい日本語」の周知・啓発により、職員の多文化共生意識の醸成に努めた一方で、区で作成しているチラシ等については、未だ日本語のみで作成されたものが多い。そのため、機会を捉えながら、継続的な周知啓発が必要である。	引き続き、様々な機会を捉え庁内に働きかけ、行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化を推進していく。また、手引きについて、社会情勢の変化等を踏まえ改訂を検討していく。	
庁内の各領域の職員が参加し、ユニバーサルデザインに対する知識を広く浸透させることができた。	資料を庁内公開サイトに掲載するなど、情報発信の拡大に努める。	
「やさしい日本語」の基礎について幅広く周知を行った。また、研修受講人数を拡充したことで、より多くの職員に「やさしい日本語」研修を受講してもらい、庁内における外国人住民への対応力の向上に寄与することができた。	庁内における「やさしい日本語」の活用をより促進するため、令和8年度以降も引き続き講座を実施する。 参加者からは時間が足りなかった、もっと学びたかった等の声があったため、研修時間や内容について講師と調整のうえ、より効果的な手法等について検討していくとともに、さらに多くの職員が研修を受講できるよう、収容人数が多い研修会場での実施を検討していく。	

②サイン等の多言語化

	項目	所管課	内容	実績・数値等
10	各種行政冊子、チラシ等の多言語化及び「やさしい日本語」の活用	関係各課	各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化、「やさしい日本語」の活用を進めます。	P. 58～59 参照
11	公共施設館名表示の多言語化	各総合支所地域振興課 文化・国際課 庁舎管理担当課	公共施設名表示の多言語化を進めます。	各区民会館：施設名及び室場名について、日本語の他に英語での併記を行っている。
12	区広報板の多言語化	地域行政課	区広報板の多言語化を進めます。	広報板の建替えにあわせて、多言語化対応の WEB ページにリンクする二次元コードを記した広報板を設置した。 設置数：4 基
13	街区表示板、街区案内図の多言語化	住民記録・戸籍課	街区表示板、街区案内図の多言語化を進めます。	【街区表示板】平成 5 年度以降、区内全域において、表示板の区名、町名にひらがなでルビをふり、下欄にローマ字で表記している。 【街区案内図】平成 3 年度以降、町名、施設、道路、駅、広域避難場所等を英語併記。ピクトグラムによる案内表示を行っている。
14	施設名表示（総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールの多言語化	スポーツ推進課	総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールの施設名表示について多言語化を進めます。	場内の掲示に関しては、多言語（日本語、英語）の表示を行っている。またピクトグラムを使用し、視覚的にもわかりやすい表示を進めた。
15	館内での多言語アナウンス（総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールの実施	スポーツ推進課	総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを実施します。	定時での 3 か国語（日本語、英語、中国語）による館内アナウンスの実施を徹底した。また、翻訳機（ポケット等）を使用し多言語に対応できるようにした。
16	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化	環境保全課	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化を進めます。	電柱巻看板・路面標示シート（英語併記）を設置した。 電柱巻看板：104 箇所 路面標示シート：約 750 箇所 ガードレール看板：1 箇所（用賀駅）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
—	—	
施設名や室場名について、複数の言語で記載することで、多様な人が利用しやすい施設整備を行っている。	公共施設館名表示について、より多言語での表示を検討していく。	幹事支所でとりまとめ
予定通りの建替えが完了した。	引き続き、多言語化対応した広報板の設置を進めていく。	
外国人住民に対して適切に情報提供することができた。	既存の街区表示板、街区案内図を改修等する際、これまでどおり多言語対応を実施する。	
日本語を母語としない来館者のほか、年少者への情報伝達の向上が図れた。	継続実施と他の言語（中国語、韓国語など）の必要性を利用者の状況に応じて検討していく。	スポーツ施設課からスポーツ推進課へ組織改正
多言語対応により外国人住民への一定の効果があった。	継続実施していく。	スポーツ施設課からスポーツ推進課へ組織改正
ポイ捨て禁止、路上喫煙禁止場所において、外国人住民に対して適切に情報提供することができた。	今後、新たに設置予定の東京電力地上機器のラッピング看板については、英語以外の言語として、中国語、韓国語の併記も実施する。 また、表示物を更新する際などには、多言語による標示も進めていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
17	公園施設利用案内の多言語化	公園緑地課	公園施設利用案内の多言語化を進めます。	公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行った。公園数：7箇所
18	英語・中国語・「やさしい日本語」によるNewsletterの発行	せたがや国際交流センター	月に一度、外国人等にお知らせしたい情報を、「やさしい日本語」及び区民ボランティアにより英語と中国語に翻訳し、出張所・まちづくりセンター等で配布します。	外国人住民に周知したい情報を「やさしい日本語」及び区民ボランティアにより英語と中国語に翻訳し、出張所・まちづくりセンター等で配布（毎月15日発行）。
19	日本語以外を母語とする人々への利用案内等	中央図書館	各区立図書館において、利用案内等の多言語化に一層努めるとともに、「やさしい日本語」やサインを活用し、日本語以外を母語とする方にも図書館の使い方が理解できるようにします。	日本語以外を母語とする利用者への配慮として、やさしい日本語版「中央図書館利用案内」を作成し、令和7年5月から中央図書館で配布を開始した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
可能な限りの多言語化を図っているが、表示内容やスペースの制約があり、一部分のみ、また、英語表記までにとどまっている。	公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行う。	
多言語化による情報発信手段の軸を紙媒体からデジタルコンテンツとし、Web から情報閲覧の環境を整理することに努めた。	今後は継続的に、紙媒体の配架を希望する施設のみ配布を行う。また、Newsletter のリニューアルとして、電子媒体による情報発信の強化に努める。Web を効果的に活用することで、関心の高い情報のわかりやすい表現方法や多言語対応などに注力する。	
やさしい日本語による案内を提供することで、日本語以外を母語とする利用者に対し、図書館の利用方法等の理解促進を図るとともに、利用環境の改善につなげることができた。	やさしい日本語による図書館サービス案内の作成を引き続き進めるとともに、館内サインや掲示物等についても同様の取組を進め、誰にとっても分かりやすい環境整備を図る。	

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(3) 生活基盤の充実【重点】

外国人等が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

【施策に対する評価と今後の取り組み】

タブレット端末による多言語通訳サービスは、窓口等において積極的に活用されており、利用実績が大幅に増加した。今後、外国人来庁者の更なる増加が見込まれるなかで、通訳タブレットを適切に配置することで、外国人住民に寄り添った対応ができる体制の強化に取り組んでいく。

また、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の来館者数は増加傾向にある。今後、意識・実態調査においてクロッシングせたがやの認知度向上やニーズの把握に努め、外国人住民が気軽に立ち寄ることができる場所として運営していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
20	外国人相談窓口の運営	世田谷総合支所地域振興課	外国人等の日常生活や区政に関する相談を、相談員が英語、中国語で受け付ける窓口を運営します。また、タブレット端末等による通訳サービスを利用し、その他の言語での相談にも応じます。	英 語：対面 210 件 電話 707 件 中国語：対面 109 件 電話 272 件 日本語：対面 31 件 電話 97 件 その他言語：対面 16 件 電話 27 件 合計 1,469 件
21	区内転入者向け生活情報冊子（ライフ・イン・セタガヤ等）の充実	文化・国際課	区内に転入する外国人等に向けた、生活に必要な情報を多言語で分かりやすく記載した外国語版生活便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」等の配付を継続するとともに、内容を見直し、更なる充実を図ります。	区内転入者向け生活情報冊子「ライフ・イン・セタガヤ」を多言語（日本語・英語・中国語・韓国語）で発行し窓口等で配布するとともに、掲載内容を見直し、外国人住民にとってより手取りやすい形とした、新たな「ライフ・イン・セタガヤ」の令和8年度からの配布に向けて刷新を行った。
22	国際化推進事業協力員制度の活用	文化・国際課	外国語の能力や、国際的知識等を持つ職員を国際化推進事業協力員として登録し、各職場で外国語での対応が必要となったとき、協力員が所属をこえて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応します。	庁内からの外国語版印刷物の翻訳確認や簡易通訳依頼に「国際化推進事業協力員」を活用した。 職員登録数：41 名 登録言語数：6 か国語 活用実績：簡易通訳 7 名、翻訳確認 25 名
23	タブレット端末による通訳サービス等の活用促進	文化・国際課	通訳アプリケーションを導入したタブレット端末等の配置窓口を拡大することにより、外国人等の来庁者等と円滑なコミュニケーションを図ることで、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげます。	通訳アプリケーションを導入したタブレット端末を全 19 箇所の窓口等に配置し、外国人来庁者等への多言語対応を行った。 (令和7年度利用実績：1,983 件)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
令和7年度より言語別の集計方法を一部変更したため、実績数値が大きく減少しているが、映像通訳及び電話通訳サービスを利用した相談（その他言語）は増加傾向にある。 【言語別の集計方法の変更内容】 ・令和6年度まで 1人の相談者が複数内容の相談を行った際はそれぞれ件数に計上。 ・令和7年度より 複数相談があった場合も1度の相談の場合は1件として計上。	相談件数・内容の推移を注視しニーズを捉えつつ、外国人住民の日常生活や区政に関する相談事業を継続する。	
刷新にあたっては、各所管課と調整を重ねながら、外国人住民にとって必要な情報を簡潔に整理することができた。また、文字数を抑え、イラストや二次元コードを活用することで、日本に来たばかりの外国人住民にも視覚的に分かりやすい構成へと見直すことができた。	令和8年度は印刷・製本を行い、窓口やせたがや国際交流センター等において幅広く配布を行っていく。	
庁内における、翻訳確認や通訳依頼などの外国語需要に対して協力員を活用し、庁内における多言語対応にスムーズかつ的確に対応することができた。	令和8年度も引き続き実施する。業務の運営体制については、引き続き見直しを図るとともに、職員周知を強化することで、協力員の登録数を増加させていく。	
年間利用件数は令和6年度よりも増加した。また、タブレット配置所管に対し活用実態調査を行い、月々の実績数値だけでは把握できない各職場での外国人対応の実態や課題等の把握に努めた。	令和9年度以降の通訳サービスの運用に向けた全庁的な需要調査の実施により、庁内の多言語対応のニーズ把握に努め、より効果的な通訳サービスの運用について検討していく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
24	せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の運営	せたがや国際交流センター	国際交流センターでは、外国人等の暮らしに役立つ情報や、地域の国際交流活動の情報をお知らせするとともに、暮らしにおける困りごとの相談を解決するための案内を行います。また、多文化共生につながる事業を実施します。	「せたがや国際交流センター」（クロッシングせたがや）の運営を行った。主に、区内在住外国人の生活相談等の問い合わせに対する窓口案内や多言語での行政情報、生活・文化情報の提供、区民参加型の国際交流イベント、展覧会の実施などを行った。 （せたがや国際交流センター来館者数：5,282名、相談件数：393件）
25	労働に関する情報提供	工業・建設業・雇用促進課	三茶おしごとカフェにおいて、外国人等が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる東京都労働相談情報センターや東京外国人雇用サービスセンター等の情報提供を行います。	電話による問合せは無かったが、東京圏雇用労働相談センターとの共催で外国人労働者向けのセミナー及び個別相談会を開催した。 セミナー参加者数：3名（うち2名が個別相談も行った） また、JICE・クロッシングせたがやと共催し、しごとのための日本語研修を2回開催した。 参加者数：28名（うち修了者20名）
26	医療に関する情報提供	保健医療福祉推進課	外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレフォンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行います。	昨年に引き続き、せたがや便利帳及び区ホームページの夜間・休日の急病時の案内の中で、「ひまわり」では外国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語）による案内を行っている旨掲載した。 課で発行している「小児科診療所のご案内」について英語版原稿を作成し、区HPに掲載した。作成した英語版は、窓口設置用として各支所健康づくり課へ20部ずつ送付した。
27	外国人介護人材の受入支援	高齢福祉課	区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行うとともに、外国人住民が働きやすい環境づくりについて検討します。	区内介護事業所に対し、都が実施する介護人材支援制度の周知を図るとともに、介護人材採用活動経費助成事業により、外国人人材を含めた介護人材確保のための支援を行った。 また、令和8年3月6日に世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、区内特別養護老人ホームで就労中の外国人職員同士の交流会を実施した。
28	外国人等に対する民間賃貸住宅の空き室情報の提供	居住支援課	区内に在住する外国人等に対し、「お部屋探しサポート」を通じて、民間賃貸住宅の空き室情報を提供し、円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組みます。	「お部屋探しサポート」において、外国人住民1名の相談対応を行い、その後、他の不動産店で契約に至った（間接成約）。 その他、外国人住民からの電話等による住まいに関する問い合わせに対し、必要な情報提供等を行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
国際交流センターを利用した外国人数が「日本語教室」などの効果もあわせて、昨年度以上の来館者数となった。 令和7年度外国人来館者数：1,540名 （令和6年度外国人来館者数：436名 令和5年度外国人来館者数：201名）	外国人相談への対応力向上を図りながら、相談機関の紹介に加え、相談機関と連携して課題解決に繋がる支援に努める。また、引き続き区内で活動する国際協力団体・大学との連携を拡げて情報の収集・共有に努める。	
セミナーは受講者の満足度が高く、有益な情報提供ができた。 また、日本語研修については受講者が増加した。	外国人住民の方からの問合せ、相談があった場合に、東京都労働相談センターや東京外国人雇用相談サービスセンター等の情報提供を行う。セミナー及び研修は今年度も開催予定。参加者増加へ向けて引き続き周知を行う。	
診療機関情報を多言語対応にしたことで、より幅広く情報を周知できた。	引き続き電話による医療情報サービス「ひまわり」が外国語に対応している旨の情報を掲載するとともに、他の案内等にも掲載できないか検討する。 併せて引き続き英語版「小児科診療所のご案内」については、令和8年度にパンフレット化を進め、健康づくり課等、配布所管と連携し普及を進める。	
介護人材の採用にかかる経費の助成を行うことで、法人の積極的な採用活動につながり、外国人人材の採用にも一部寄与することができた。 外国人職員交流会は、法人の枠を越えて外国人同士の交流を行い、働きやすい環境づくりにつながる情報交換のできる、良い機会の提供となった。	引き続き、国や都による様々な支援策の周知に努めるとともに、区内介護事業所の意見を参考にしながら、世田谷区福祉人材育成・研修センターとも連携をし、外国人人材の雇用に関する課題の整理や支援等を検討していく。	
「お部屋探しサポート」を通じて、空き室の情報提供や物件の紹介など住まいに関する困りごとの支援を行うことができた。 また、問い合わせをしてきた外国人住民に適切な対応を行うことができた。	「お部屋探しサポート」において、令和7年度に新たに作成した英語・中国語・韓国語版の事業ちらしや通訳用タブレット・3者間通話サービスの活用により、引き続き事業の周知や相談対応の強化を図る。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
29	居住支援協議会における入居支援策の検討	居住支援課	居住支援協議会において、不動産団体・居住支援法人・NPO等との連携方策等、入居先を探す住宅確保要配慮者（外国人住民含む）及び不動産オーナーの不安解消に資する入居支援策について検討します。	「お部屋探しサポート」の令和6年度利用実績を分析し、居住支援協議会において意見交換や支援策について議論した。
30	帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営	学務課	帰国・外国人相談室と4校の指導支援校（小学校3校、中学校1校）の連携のもと、帰国・外国人児童・生徒・保護者への支援を行います。	相談件数 682件 【訪問面接】 小学校 38校 計131回 中学校 21校 計42回 【補習教室】 水曜 19回/年 延べ390名 土曜 21回/年 延べ1,106名
31	外国人等児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通訳を派遣し、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めます。	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行った。 【派遣実績】 小学校 37校延べ171回 中学校 12校延べ75回
32	専門家相談会の実施	文化・国際課	外国人等のための相談体制強化の一環として、「東京外国人支援ネットワーク」との連携により、地域生活で生じる様々な問題について、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士などの専門家に相談できる、専門家相談会を実施します。	外国人住民が無料で弁護士などの専門家に相談できる相談会を実施した。 実施日：令和7年7月12日（土） 相談者数：12名 相談件数：18件
33	日本語以外を母語とする人々への資料提供等	中央図書館	各区立図書館において、区内在住の方の母語（日本語以外）の主要な言語を中心に、暮らしに必要な資料・情報が母語で入手できるよう、資料の収集・提供を行います。	引き続き多言語資料の充実に努めた。 令和7年度新規購入実績（中央） 英語 278冊、中国語 26冊、韓国・朝鮮語 33冊 新たに、中国語、韓国・朝鮮語などの非アルファベット言語による資料検索を可能とするため、一部資料について当該言語によるデータを作成（638件）し、これらの言語での資料検索を可能とした。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
居住支援協議会での意見交換等も踏まえ、引き続き「お部屋探しサポート」の実施により、外国人住民も含めた住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅への入居支援を進めることができた。	引き続き、「お部屋探しサポート」の利用実績を分析するなどし、居住支援協議会において必要な支援策を検討する。	
外国人児童・生徒数の増加により、全体的に件数が増加傾向である。今後も更なる増加が見込まれる中で、これまでと変わらず、児童・生徒一人ひとりにあわせた、きめ細やかな指導ができるよう、支援体制の強化が必要である。	補習教室について、梅丘中学校の教室数の不足及び通学の利便性の観点から、令和8年度より順次、地域展開を実施していく。また、入学前に日本の学校生活の様子や留意事項を説明する「就学前のオリエンテーション」の実施や、区内の大学と連携した授業支援、学校教員への研修といったきめ細やかな支援の充実を図る。	
外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行い、学校と保護者間の意思疎通を円滑に行うことができた。	通訳の派遣は随時必要とされており、今後も当該事業を継続して実施する。	
在留資格や税金、保険・年金について等、外国人住民が日常的に抱えている悩みや相談について専門家が対応することにより、解決に繋げることができた。 また、通訳ボランティアとして日本人住民が参加し外国人相談者と接することで、多文化理解の場としても寄与することができた。	引き続き専門家及び通訳ボランティアと連携し、外国人住民の相談機会の充実を図る。 令和7年度の反省点を踏まえ、より良い運営体制を図っていく。	
主要言語を中心に様々なジャンルの資料を収集・提供することができた。 非アルファベット言語による資料検索を可能としたことにより、当該言語を母語とする利用者が資料を検索しやすい環境を整備し、利便性の向上が図られた。	区内の国籍別人口で中国、韓国、米国に次いで人口が多い、ベトナム・フィリピン（タガログ語）・ネパールなどの言語について資料収集の取組みを行う。 非アルファベット言語を対象としたデータ作成の取組みを継続し、検索環境のさらなる充実を図る。	

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(4) 災害等に対する備えの充実

平常時から外国人等に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

「外国人向け防災教室」を地域で日本語支援を行うボランティア団体（地域日本語教室）や総合支所地域振興課と連携しながら実施している。地域日本語教室との連絡会において、外国人住民に向けた防災知識の普及啓発に関する現状や課題把握に努めるとともに、「やさしい日本語」を積極的に活用し外国人住民にも理解しやすい防災教室の開催に努めていく。

また、災害時に外国人住民が正確に情報を受け取り適切な行動がとれるよう、多言語化等による分かりやすい情報発信が重要となる。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
34	外国人向け防災教室の実施	各総合支所地域振興課、文化・国際課	外国人等が災害に対する基礎知識を学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施します。	地域日本語教室や外国人学校等と協働し、防災教室を開催した。 全7件（世田谷：1件、北沢：4件、玉川：1件、烏山：1件）
35	地域の防災訓練への外国人の参加促進	各総合支所地域振興課、文化・国際課	様々な機会を捉え、外国人等に対して地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。	【玉川総合支所】 外国語版の防災啓発用リーフレット（サザエさんマップ）を区施設やイベント等で配布した。
36	外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し	災害対策課	避難所運営委員会向けに作成する避難所運営マニュアルについて、「やさしい日本語」の活用や図解による情報提供等、外国人等避難者が必要とする支援への対策を組み入れます。	避難所運営マニュアル（ひな形）の見直しは行わなかったが、当該マニュアル（ひな形）を基に、地域・地区の実情に合わせて避難所ごとにマニュアルの整備を進めるとともにマニュアルを活用した訓練を引き続き実施した。
37	「災害時区民行動マニュアル」（マップ版）多言語版の配布	災害対策課	多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布します。	引き続き各窓口において、多言語で作成した防災情報を含む地図及び地震対策についてのマニュアルの配布を通年で行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
日本で暮らす外国人住民に対し、災害の基礎知識や備えについての学習機会を提供することができた。	今後も外国人向けの学校や文化・国際課と連携のもと、防災教室の周知を積極的に行っていく。また、やさしい日本語を活用した外国人住民向けの防災啓発物作成を行う予定。	
【玉川総合支所】 外国語版のリーフレットを配布することで、防災訓練への参加を促すことができた。	外国人住民向けの防災啓発物等を活用しながら、やさしい日本語や多言語による防災情報の提供を行う。また、留学生施設や日本語教室、防災イベント等を通じて、外国人住民に対し防災教室・防災訓練の周知を積極的に行っていく。	
左記を実施したことにより避難所運営における外国人住民への配慮の理解促進に寄与した。	今後も必要に応じて避難所運営マニュアルを見直し、避難所運営において外国人避難者に対する配慮が推進されるよう改善していく。	
各窓口で継続的に配布を行うことにより、外国人住民に対して防災情報を提供する機会を引き続き確保することができた。また、継続配布を通じて、内容のさらなる充実や分かりやすさの向上が課題として整理され、令和8度の改訂につなげる基盤を整えることができた。	多言語版「災害時区民行動マニュアル」（マップ版）の内容について全面的な改訂を行った上で、各窓口での配布を継続する。外国人住民に対して地震対策をはじめとする防災情報が、より正確かつ分かりやすく伝わるよう努める。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
38	広域避難場所標識の多言語化	災害対策課	広域避難場所標識の多言語化を進めます。	多言語対応している「世田谷区防災ポータル」の二次元コードシールの貼付対応をしていたため、令和7年度予算に計上していた「多言語版避難場所案内シール作成、貼付作業委託」は実施しなかった。
39	「外国人支援担当」非常配備態勢の指定	災害対策課、文化・国際課	外国人等に適切な支援が行われるように、各支所に国際化推進事業協力員を配置し、外国人災害情報センターや、外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行います。	外国人支援担当として非常配備態勢時の職員を20名指定。 エフエム世田谷の緊急放送時の運用や機材等について広報広聴課、災害対策課、国際化推進事業協力員とともに現地確認を行い、災害時の対応について共有を行った。また、震災訓練として、発災時に活用する各システム等について操作確認を行った。
40	「世田谷区防災ポータルサイト」による情報発信	災害対策課	令和5年9月に運用を開始した「世田谷区防災ポータルサイト」により、ウェブサイト上で災害時の避難情報や避難所の開設情報、日頃からの備えに役立つ避難所やハザードマップ等の情報を、多言語で発信します。	防災ポータルへの多言語対応の新たな機能は実装しなかったが、区啓発物等で防災ポータルの周知を行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
広域避難場所標識の多言語化について、災害等に対する備えの充実に寄与した。	他の案内標識についても優先順位をつけて多言語表記を検討していく。	
「外国人支援班活動マニュアル」や「総合防災システム」を用いて係内で災害時における連携体制や業務について確認することにより、災害時の役割の具体的なイメージを持つことができた。	引き続き関係所管と調整し、より具体的な運用の検討や職員向けのマニュアルの見直しなど、実効性のある体制づくりを行っていく。	
外国人住民への災害情報の提供に寄与した。	今後も必要に応じて、外国人住民の方がより利用しやすいサイト運営に努める。	

基本方針 1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(5) ICT を活用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人等も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と今後の取組み】

外国人住民向けページにおいて、「やさしい日本語」を活用し、日本語学習や通訳サービスなど外国人住民にとって必要性の高い情報について分かりやすい情報発信を行うことができた。引き続き、国や東京都等の関係機関の情報収集を適宜行い、外国人住民が適切な情報を得られるよう工夫していく。

また、区刊行物のデジタル配信ツールの多言語対応を拡充することで、外国人住民が情報を取得しやすい環境づくりを目指す。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
41	デジタルブック（カタログポケット）による情報発信	広報広聴課	区のおしらせ「せたがや」を多言語対応の無料アプリケーション「カタログポケット」により配信します。	外国語の自動翻訳による閲覧数 100 件ほど。 ※対応は 10 言語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）
42	ホームページの多言語表示及び自動翻訳サービスの運営	広報広聴課	区のホームページにおいて、自動翻訳サービスによる多言語対応に努めます。	委託事業者に依頼し、外国人利用者から特に閲覧数の多いページを中心に翻訳内容の品質チェックを実施した。あわせて、専門用語や固有名詞、頻出表現について辞書登録を行い、翻訳の精度向上と表現の統一を図った。これにより、重要ページにおける翻訳品質を重点的に改善する体制を構築した。 対象ページ ①粗大ごみの出し方 ②等々力溪谷公園 ③コンビニエンスストアでの証明書交付について ④外国人住民の方へ ⑤世田谷区マイナンバーカードのご案内 ⑥令和 7 年度世田谷区非課税世帯等への物価高騰生活支援給付金について
43	外国人向けページの充実	関係各課 文化・国際課 広報広聴課	区のホームページのリニューアルに合わせて、関係各課で作成した多言語冊子やチラシ等を一覧に掲載する外国人等に向けたページの充実を図ります。	外国人住民向けのホームページにおいて、日本語学習や通訳タブレットに関する新規ページの作成や、地域のイベントカレンダーのリンク掲載を行い、ページの充実を図った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
1号あたりの外国語閲覧数平均は、令和5年度は2.4件(105件/43回)、令和6年度は2.5件(104件/41回)とほぼ横ばいであり、令和7年度も変わらず閲覧者数が伸びなかったため、同じ機能を有するアプリ「マチイロ」へ機能を転換。	アプリ「マチイロ」の機能拡充に伴い、「カタログポケット」での配信は終了する。 「マチイロ」は読み上げ・文字拡大機能を有するアプリで、多言語対応も開始。これまでの日本語・英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語に加え、フィリピン語・ネパール語・ビルマ語(ミャンマー語)の13言語とやさしい日本語に対応。	
訳質チェックの結果、不自然な訳文や誤訳が是正され、全体として読みやすく分かりやすい表現に改善された。また、辞書登録を行ったことで用語の表記揺れが減少し、ページ間で一貫性のある翻訳を提供できるようになった。これらの取組みにより、外国人利用者から特に閲覧数の多いページについて理解のしやすさや信頼性の向上につながり、利用者目線に立った情報提供が実現できたと評価している。	令和8年度以降も本取組みを継続し、外国人利用者から特に閲覧数の多いページにおける翻訳品質の維持・向上を図る。引き続き閲覧状況を踏まえた優先順位付けを行い、辞書の内容についても追加・更新を進める。これにより、外国人利用者が必要な情報をより正確かつ円滑に取得できる環境の整備を進めていく。	
新規ページの作成にあたっては「やさしい日本語」を活用し、日本語学習や通訳サービスなど、外国人住民にとって必要性の高い情報について分かりやすい情報発信を行うことができた。また、情報の一元化により、外国人住民が必要な情報にスムーズにアクセスすることが可能となった。	今後も本ページを積極的に活用し、外国人住民に対して必要な情報を適宜更新しページの充実を図る。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
44	観光情報サイト「エンジョイ！SETAGAYA」による情報発信	経済課	区内のおすすめ「まち歩きコース」の紹介をはじめ、「イベント情報」、「観光スポット」、季節感やトレンドを反映した「特集記事」など、様々な角度から世田谷の魅力を多言語（英語、中国語、韓国語）で発信します。	区内のおすすめスポット等、世田谷の魅力を多言語で発信した。 閲覧数（PV 数）：569,993 ページ
45	公衆無線LAN環境の整備拡充	政策企画課 DX 推進担当課 災害対策課	区民生活の利便性向上を図るための行政手続きや、区民利用施設における自主活動、生涯学習など学習環境を整えるため、また、防災時において区民が情報収集を迅速に行い、適切な行動に繋げるため公衆無線LANのアクセスポイントを拡充します。	新規整備箇所：出張所、まちづくりセンター、地区会館、区民集会所など フリーWi-Fi の区内全域での統一的な配置を進めている。「行政手続き」「教育学習・生涯学習」「区民活動利用」「防災（避難所用）」という4つを利用目的とした「世田谷区フリーWi-Fi整備計画」に基づき、新たに出張所、まちづくりセンター、地区会館、区民集会所などへの配備を行った。
46	世田谷デジタルミュージアムによる情報発信	生涯学習課	区の歴史文化に関するウェブサイト「世田谷デジタルミュージアム」を通じた情報発信を推進します。区内の文化財や郷土資料館の収蔵資料などの紹介、区内のまち歩きの際の地域の文化財の案内など、ICT 技術を活用するとともに、多言語化したコンテンツを設け、外国人等に向けて世田谷の歴史や文化、身近な文化財についての魅力を伝えます。	区指定無形民俗文化財と区指定有形文化財に関する動画を制作。 外国人住民に向けた情報発信を進めるため、ウェブサイト上の機能で、英語、中国語、韓国語を選択し自動翻訳が可能。 デジタルミュージアム閲覧数 475,174 件
47	タブレット端末による通訳サービス等の活用促進（再掲）	文化・国際課	通訳アプリケーションを導入したタブレット端末等の配置窓口を拡大することにより、外国人等の来庁者等と円滑なコミュニケーションを図ることで、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげます。	通訳アプリケーションを導入したタブレット端末を全 19 箇所の窓口等に配置し、外国人来庁者等への多言語対応を行った。 （令和 7 年度利用実績：1,983 件）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
世田谷の魅力を多言語でPRすることができた。	引き続き、世田谷の魅力を多言語で発信していく。	
「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」に基づき、各施設の利用者ニーズに合わせたサービスを導入することで、区民の利便性向上などを図ることができた。	「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」に基づき、未整備施設へのWi-Fi環境の整備を進め、区民の利便性向上などを図る。	
外国人を含む多くの方に対し、区の歴史文化を多言語で情報提供することができた。	引き続き、世田谷の歴史や文化について多言語による情報を発信していく。	
年間利用件数は令和6年度よりも増加した。また、タブレット配置所管に対し活用実態調査を行い、月々の実績数値だけでは把握できない各職場での外国人対応の実態や課題等の把握に努めた。	令和9年度以降の通訳サービスの運用に向けた全庁的な需要調査の実施により、庁内の多言語対応のニーズ把握に努め、より効果的な通訳サービスの運用について検討していく。	

基本方針 2：地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人等が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

様々なイベントを通じ、日本人住民と外国人住民の交流の場を提供することができた。クロッシングせたがや実施の「まち歩きツアー」では、商店街のお店や交番などを訪問しながら散策することで、参加者同士だけでなく地域住民との交流も生まれ、相互理解や共生意識の向上につながった。

引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）や関係機関と連携しながら事業を実施することで、外国人住民向けの周知を更に強化し、双方が参加しやすい環境づくりを進めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
48	トライアングルフェスタの実施	烏山総合支所 地域振興課、 児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深めます。	3 者共催によりトライアングルフェスタとして開催した。児童館や上智大学祖師谷国際交流会館と協力し、地域の国際交流に寄与した。
49	三茶 de 大道芸の実施	文化・国際課 せたがや文化財団文化生活情報センター	第一線で活躍する国内外の大道芸人によるパフォーマンスを実施し、外国人住民及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げます。	令和 7 年 10 月 18 日～19 日開催 来場者数：約 165,000 名
50	せたがや国際メッセの実施	文化・国際課 せたがや国際交流センター	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。	せたがやイーグレットホールにて、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）との共催で「第 9 回せたがや国際メッセ」を実施した。 ※第 7 回ホストタウンコンサート同時開催 実施日：令和 8 年 2 月 28 日（土） 来場者：約 2,000 名
51	English Table の実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションを図ることで、日本人が英語に親しむ機会を作るとともに、参加者間での交流を深めます。	せたがやイーグレットホール集会室にて、「第 9 回せたがや国際メッセ」の中で開催した。 1 回 30 分、全 4 回実施。 実施日：令和 8 年 2 月 28 日（土） 参加者数 90 名
52	「やさしい日本語」でまち歩き	せたがや国際交流センター 経済課	日本人住民と外国人住民が共に世田谷の魅力を感じることで、できるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力とした情報発信を推進します。	【さんちゃ にほんご まちたんけん】 「外国人のための日本語教室」「日本語サポーター講座」の受講者を対象に実施。三軒茶屋の商店街等協力のもと、まち散策を開催した。 （参加：51 名）
53	外国人向け英語によるまち歩き	せたがや国際交流センター 経済課 世田谷産業振興公社	英語ガイドが区内の有名場所を案内します。	【さんちゃ にほんご まちたんけん】 （再掲） 在住外国人と日本人サポーターが交流しながら、三軒茶屋の商店街を散策することで地域の魅力を発見するイベント（参加：51 名）。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
来場者数は雨天のため約 500 名と少なかったが、多世代が来場し、地域での国際交流を深められた。	令和 8 年度も引き続き 3 者で協力しておまつりを開催する予定。	
29 回目を迎えた令和 7 年度は、毎年組成していた実行委員会を、通年組織として改編した。令和 6 年度に引き続き、テンプル大学や日本大学のキャンパスでも実施し、公募ボランティアスタッフが商店街と共同で街の装飾作りを行うなど、地域の大学、商店街・町会などと連携し、充実したイベントとなった。	令和 8 年 10 月 17 日（土）・18 日（日）開催予定。	
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。また、ホストタウンコンサートを同時開催することで来場者数が増え、より多くの区民が多様な文化に触れることができた。	令和 8 年度も、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）との共催を予定している。令和 7 年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
参加者が前回は上回ったことで、より多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）と連携しながら実施に向けた準備を行っていく。	
日本語初心者外国人住民と日本人サポーターが同グループで行動することで、「やさしい日本語」での会話を楽しみながら和やかな交流を図る機会となった。まち散策では訪問するポイントが設定され、産業振興公社や地元の商店街、世田谷警察署らにイベントへの協力をいただいた。	在住外国人の生活者が区民と交流することで、地域社会及び日本のライフスタイルへの関心、地域社会への理解と愛着を深める機会となった。また”世田谷散策”を通じて、現在の世田谷の魅力にあわせて歴史的背景への理解も深めることができた。これを基盤にして多文化共生の新たな発見ができるような情報発信を推進する。	
外国人参加者は、英語を含む母国の言葉と日本語を併用しながら、商店街の店舗と交流することで、実践的な日本語使用の機会創出と地域活性化に結びついたことが評価された。	在住外国人の地域への関心を高めるためには、単なる「交流」にとどまらず、地域との関係性を深める仕組みが必要。そのために継続性、生活密着、双方向性を意識した企画改善策と、観光的な交流だけではなく、地域社会のルールなど日常生活に関わる要点と結びつけた学びの機会にしていくことも重要。また、野外でのイベント運営体制やリスク管理にも踏み込むことで完成度を高めていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
54	子ども企画の実施	せたがや国際交流センター	夏休み期間中に、子どもたちがイベントを通じて海外の人と触れ合うことのできる機会を設けます。	【多文化理解講座】 “子ども大使”のアンゴラ共和国大使館訪問（参加22名）。
55	韓国語でおしゃべり	せたがや国際交流センター	国際交流センターにて、韓国語で話したい方が集まり韓国語のネイティブスピーカーと一緒にしゃべりをします。	国際交流センターの韓国人スタッフによる韓国語講座を実施した。 毎月第4木曜日他(19回) (参加延べ68名)
56	多文化共生の地域づくりに関する担い手の育成	せたがや国際交流センター	日本語学習支援ボランティアの養成講座や多文化理解講座などの実施により、多文化共生の意識づくりの担い手となる人材を育成し、外国人住民との交流や日本語学習の支援などに活かしていきます。	(再掲) 「日本語サポーター講座・基礎」 (参加：前期50名 後期43名) 「日本語サポーター講座・実践編」 (参加32名)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
小学校 5 年生を対象にアンゴラ共和国大使館への訪問を実施。参加者は施設見学をはじめ、アンゴラ共和国の生活様式や文化についてのレクチャー、食文化を楽しむなど、多文化体験の貴重な機会となった。	子どもたちが事業を通じて海外の人と触れ合い、親子で多文化・多様性への理解を深める機会の充実を検討する。	
韓国人スタッフが中心となり、テーブルを囲んで韓国の文化や慣習などをテーマに韓国語で会話して交流する。毎回、身近な話題を取り上げながら韓国文化に触れることで多文化理解と親近感を深める機会となった。	本企画をきっかけにして、アンケートでも気軽に参加できる少人数での企画を希望する区民の声も多く見受けられる。今後は、センター内のスペースを有効活用して、小規模でも交流イベントの企画が可能な団体との連携体制の検討を行い、区民のニーズに対応する国際交流の場の拡充を図る。	
(再掲) 日本語支援ボランティアに携わりたい方及びボランティア初心者を対象に、日本語支援の心構えや技術力向上、人材育成を目指した基礎講座をオンラインで実施。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上を目的に実践講座（1 回完結）を対面式で実施。あわせて受講者対象（希望者のみ）に地域の外国人支援として日本語教室を行っている団体の活動を見学する会を定期的に行うなどのサポートにも注力した。	(再掲) 受講者のレベルや志向が多様化するなかで、ボランティアを必要とする組織・活動団体の洗いだしや情報収集に努め、各団体との連携にむけた検討を行う。	

基本方針 2：地域社会における活躍の推進

(2) 地域活動への参加促進【重点】

外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と今後の取り組み】

「外国人との意見交換会」において、『外国人住民の地域活動への参加促進』をテーマに設定し、実際に地域で生活している当事者の視点から、さまざまな意見や課題、要望を聞くことができた。また、町会・自治会を含む地域活動への参加に関する現状や課題については、意識・実態調査を通じて把握していくとともに、引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民がイベントやボランティア活動等を通して地域社会に参加・活躍できる仕組みづくりを検討していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
57	町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進	地域行政課	外国人等にもわかりやすい「やさしい日本語」やルビ等を活用したチラシや多言語化したリーフレットを配布するなどして、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、外国人等の参加を促進します。また、町会・自治会に多文化共生の取り組みについて情報提供し、理解を深めていきます。	転入者等に、多言語版町会・自治会加入促進ちらしの印刷・配布を行った。
58	「おたがいさま bank」への登録促進	市民活動推進課 文化・国際課	「おたがいさま bank」とは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携して構築したボランティア人材バンクです。外国人等が参加するイベント等、多様な地域活動に対応できるよう、登録の促進を図ります。	登録者数 410 名（令和 8 年 3 月末現在） 「おたがいさま bank」と AI システム（GBER）を活用したマッチング事業の実施（登録者数 898 名、マッチング件数 20 件） ボランティア活動をしたい方、サポートを求めている方や団体を対象としたセミナーを実施。
59	外国人ボランティアの活躍機会拡充	文化・国際課 せたがや国際交流センター	ボランティアを希望する外国人等が、身近なところから通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げます。	・「Crossing Setagaya Newsletter」の翻訳（英語、中国語）：3 名 ・English Table：留学生 13 名 ・「やさしい日本語ワークショップ」補助ボランティア：8 名
60	区内におけるイベントや地域活動等の情報提供	関係各課 文化・国際課	区内のイベントや地域活動などの一覧をホームページ等で掲載し、外国人等の参加促進を図ります。	外国人住民向けホームページにおいて、地域のイベントカレンダーを閲覧できるリンクを掲載し外国人住民への情報提供を図った。 また、No63「外国人との意見交換会の実施」にあたっては、外国人住民の地域活動への参加促進を目的としたテーマ設定とした。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
町会・自治会会員が外国人住民へ話しかける一つのきっかけとして、また、外国人住民からの問い合わせの際の資料として、多言語対応したちらしを役立てている。	多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めている。	
「おたがいさま bank」と AI システム（GBER）を活用して、地域人材と地域活動をマッチングすることで、ボランティア活動を促進し、地域参加・地域貢献の活性化を図った。	「おたがいさま bank」と AI システム（GBER）を運用する社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携し、ボランティアセミナー等を開催することで、登録者の促進を図り、ボランティア活動をしたい方の経験や意欲などと、サポートを求める方や団体などを結び付け、ボランティア活動の機会を拡充するとともに、地域活動や団体活動の活性化を図る。	
交流イベント、ワークショップ等の事業において外国人ボランティアを活用することで、地域での活躍機会を提供した。	ボランティアを希望する外国人等が、身近なところからボランティアとして活躍できる体制づくりを検討しながら、地域ボランティアの活躍する機会を広げていく。	
外国人住民向けホームページにおいて、地域のイベントカレンダーを閲覧できるリンクを掲載したことで、外国人住民が地域イベントを確認できる機会の増加につなげることができた。 また、「外国人との意見交換会」では、地域のおまつりやイベント、防災訓練、ボランティア活動についてやさしい日本語・英語でまとめた資料を活用し、外国人住民への分かりやすい情報提供を行った。	引き続き、区ホームページやイベント等、様々な機会を捉えて情報提供を行い、外国住民の地域活動への参加促進を図る。	

基本方針 2：地域社会における活躍の推進

(3) 区政への参画推進

区政に参加できる機会として、調査や交流イベントを実施し、外国人等の視点や経験等を活かした意見を聴いていきます。

【施策に対する評価と今後の取組み】

外国人住民の意識や意見を把握する機会として、外国人アンケート調査や「外国人との意見交換会」を実施した。外国人アンケート調査は、送付封筒の工夫などにより、令和 6 年度よりも回収率を大きく向上させることができた。令和 8 年度は、意識・実態調査の実施により外国人住民の生活状況や区政に対するニーズ等を把握・分析し、次期プランの施策検討に活用していく。さらに、外国人との意見交換会やヒアリング調査を通じて当事者の声を直接把握し、区政への参画意識も向上を図る。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
61	各会議体やイベント等における外国人の意識の把握	関係各課 文化・国際課	区民の意見を反映するための会議やイベントについて、より多くの外国人住民が参加でき、意見やニーズを収集・把握できるよう取り組みます。	・世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び多文化共生推進部会委員：1 名 ・「せたがや会議～みんなで考える多文化共生のまち～」(外国人との意見交換会) 外国人参加者数：10 名
62	区民意識調査の実施	広報広聴課	区民意識調査において、外国人等を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人等の声を区政に反映します。	調査票等について、日本語(ルビ付)のほか、英語に翻訳のうえ区民意識調査を実施した。 調査対象者 (外国籍 168 名／対象数 5,000 名)
63	外国人との意見交換会の実施	文化・国際課	外国人等の意見を区政に反映させるため、区内の外国人住民同士あるいは、区内の外国人住民と日本人住民による行政課題をテーマとした意見交換会を実施します。	「いろいろな人が出会い、知り合い、つながり合うためには？」をテーマに、様々な言語・文化を持つ人々が地域の行事や活動により一層関わっていくにはどうしたらよいかをグループで考え、意見交換を行った。 実施日：令和 7 年 12 月 6 日(土) 参加者数：22 名(うち、外国人住民 10 名)
64	外国人アンケート調査の実施	文化・国際課	外国人住民の意見を聞くために、アンケート調査を実施します。	区内在住外国人 1,000 名を対象に、「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査」を実施した。 回収数：253 件(回収率 25.3%)
65	日本人住民への意識調査	文化・国際課	日本人住民の多文化共生に関する意見等を反映させるため、調査を実施します。	「区政モニターアンケート調査」において、多文化共生に関する設問を行った。 調査対象者数：250 名 調査期間：令和 7 年 9 月 29 日～10 月 13 日

実績に対する評価	今後の取組み	備考
会議体やイベントにおいて、区の施策等に対し、外国人住民の視点に立った様々な意見を聞くことができた。	引き続き、イベント等においてより多くの外国人住民が参加でき、意見やニーズを収集・把握できるよう取り組んでいく。	
地域別の人口・年齢比率に合わせて調査対象者を無作為抽出して実施した。	引き続き、外国人住民を調査対象者に含めて実施する。	
参加者にとって多文化共生についての認識を深める機会になったとともに、交流の場としても非常に有効であり、参加者からは「とてもいい経験となった」「次回も参加したい」など満足の声を得ることができたものの、参加者数は昨年度を下回った。	令和8年度も事業を継続し、前回よりも多くの区民が参加できる仕組みづくりを行う。また、開催にあたっては、今後の区政に反映できるようなテーマ設定を検討する。	
「世田谷区第二次多文化共生プラン」に掲げる数値目標や日常生活について、外国人住民の意識を把握することができた。送付用封筒の工夫や礼状兼回答督促はがきの送付等により、令和6年度よりも大幅に回収率を向上させることができた。（令和6年度回収率 10.8%）	次期多文化共生プランの策定に向け、令和8年度はより具体的な質問項目を設定した意識・実態調査を実施する。また、調査回答者を対象にヒアリング調査を行い、外国人住民の生の声を聴くことで、定量的な調査だけではみえない部分を深掘りしていく。	
日本人住民を対象に多文化共生についての調査を行うことにより区民への意識啓発を図るとともに、記述回答により様々な意見を伺うことができた。	「区政モニターアンケート調査」に加え、日本人区民 5,000 名を対象としたアンケート調査を実施し、多文化共生に関する日本人の意識把握を行うことで次期プラン策定の際の検討資料としていく。	

基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し区民一人ひとりが、自らのルーツとなる言語や文化、また互いの言語や文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

令和6年度に作成した多文化共生啓発リーフレットの多言語化及び各施設への配架により、広く区民に対して多文化共生の意識啓発を図ることができた。リーフレットについては、区民が考えた「多文化共生のキャッチコピー」が反映されており親しみやすい内容となっているため、イベント等の様々な機会を捉え広く周知・啓発を図っていく。

引き続き、多文化理解講座やにほんご交流会、せたがや国際メッセなど区民が多様な文化に触れるイベント等を実施し、多文化共生の意識醸成に努めていく。

① イベント

	項目	所管課	内容	実績・数値等
66	人権啓発イベントの実施	人権・男女共同参画課	人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、区民・事業者とともに人権啓発イベントを実施する。	・玉川区民会館にて講演と映画のつどいを実施した。「こどもまんなか社会」をどうつくる」をテーマとした講演会と映画「ゆめパのじかん」を上映した。 来場者数：142名（職員：80名、一般：62名） ・区民まつり、梅まつりにブースを出展し、人権普及啓発を行った。
67	英語による絵本の読み聞かせ	せたがや国際交流センター	せたがや国際交流センターにて、来館する子どもたちに英語話者が絵本の読み聞かせをします。	国際交流センターの外国人スタッフによる多言語での絵本の読み聞かせ会を実施。 火・水・金曜日：中国語、木曜日：韓国語、土曜日：英語 来館者のリクエストに合わせて随時実施する。※日曜日は「折り紙デコレーション」を実施。
68	子ども向け多文化理解イベントの実施（区立図書館）	中央図書館	日本語以外を母語とする子どもたちにも本に出合う機会を広げるとともに、多様な文化の交流の機会を設けるため「世界のことで読み聞かせ」など多言語に関わるイベントを実施します。	【中央図書館】 多言語おはなし会「世界の言葉で読み聞かせ！」を実施（計6回、参加者計232名） 【下馬図書館】 テンプル大学ジャパンキャンパスの学生の協力により、「外国語のおはなし会」を地域館でも新たに実施（参加者23名）
69	アメリカ選手団をはじめとした外国人選手と区民との交流事業の実施	スポーツ推進課	東京2020大会のレガシーを活かした取組みとして、アメリカオリンピック・パラリンピック委員会や関係団体と連携し、アメリカをはじめとした外国人選手との直接交流の場を継続して設けていくことで、多文化社会の理解・促進を図ります。	東京2025世界陸上競技選手権大会に伴い、アメリカ陸上チームのキャンプを受け入れ、下記のような交流を行った。 【公開練習見学会】 9月6日（土）、7日（日）、13日（土）の3日間で公開練習見学会を開催し、延べ1,806名が見学会に参加。 【サプライズイベント】 9月6日（土）の練習見学会終了後、小学生8名と短距離走のコーチと一緒に走るサプライズ交流会が実施された。 【コーチ・選手による実技アドバイス交流】 9月12日（金）に区内中学校生徒59名が、コーチ・選手から実技アドバイスをもらうとともに、交流を深めた。 【ボランティア】 計27名（延べ100回）のボランティアにご協力いただいた。選手やコーチとのコミュニケーションをとり、質問や要望に答えていた。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
各人権啓発イベントを通じ、区の内外に向けて様々な人権に対する正しい知識の普及、及び偏見や差別のない社会の構築に向けた人権意識の醸成に寄与した。	令和8年度も継続して講演と映画のつどいを実施予定。また、区民まつり、梅まつりも引き続き出展していく予定。	
国際交流センター来館者を対象に、外国人スタッフによる多言語での絵本の読み聞かせ会や、親子での来館者のリクエストをもとに絵本の読み聞かせを行った。週末に実施する工作イベントは毎週好評であり、「三茶 de 大道芸」の開催に合わせて特別企画も開催した。	協力団体との連携強化による、多言語での読み聞かせを充実することで参加者数の増加を図るとともに、国際交流センター館内でのイベントや展示などのプログラム内容も工夫していき、多文化共生の意識づくりを醸成していく。	
子どもたちが本を通じて文化や言語の多様性に触れる機会を提供することができた。 外国語・多言語による読み聞かせは利用者からの開催要望も多く、そうした期待に応える取組となった。	地域館も含め多言語おはなし会の取組を継続するとともに、関係機関との連携を強化し、言語や実施機会の充実を図る。	
大会直前という選手にとって重要な期間の中、警察と連携して防犯や安全面に配慮し、選手・コーチの協力を得ながら、区民と様々な交流機会を設けることができたことは、一定の評価ができる。 区民、特に子どもたちにとって、陸上王国であるアメリカのコーチおよび選手からの指導や交流を図れたことは、貴重な経験になったものと考えられる。	世界陸上競技選手権大会は、毎年東京で開催される大会ではなく、また、今後アメリカ選手団が来日する予定はないため、今回限りの交流事業ではあるが、今後、同様の機会があれば、施設・公園・警察等、様々な関係機関と連携しながら、今回以上の取り組みを行えるよう、資料を整理し、活かせる準備を進めていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
70	ホストタウン交流イベントの実施	文化・国際課	世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることから、アメリカ発祥の音楽等を通じて区民がアメリカ合衆国の文化に触れる機会を創出し、多文化や多様性への理解を促進していきます。	「第7回ホストタウンコンサート」にてゴスペルコンサートを実施。 ※第9回せたがや国際メッセ同時開催 ヴァイオリニストの大曲翔氏が八幡中学校全校生徒との音楽を通じたアウトリーチプログラムを実施。
71	キネコ国際映画祭の実施	文化・国際課	映画を通じて世界の芸術や文化に触れ、豊かな感性を育むため、子どもたちのための国際映画祭である「キネコ国際映画祭」の実施を共催し、支援していきます。	令和7年10月31日～11月4日開催(二子玉川) 参加者数 51,031名
72	にほんご交流会の実施(再掲)	せたがや国際交流センター	外国人住民と日本人住民が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で会話をする交流会を実施します。	「にほんご交流会 IN テンプル大学」(4回) 会場：テンブル大学ジャパンキャンパス 「にほんご交流会～我愛我家」(1回) 会場：日本大学文理学部本館ラーニングコモンズ (参加者合計：278名)
73	トライアングルフェスタの実施(再掲)	烏山総合支所 地域振興課 児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深めます。	3者共催によりトライアングルフェスタとして開催した。児童館や上智大学祖師谷国際交流会館と協力し、地域の国際交流に寄与した。
74	三茶 de 大道芸の実施(再掲)	文化・国際課 せたがや文化財団文化生活情報センター	第一線で活躍する国内外の大道芸人によるパフォーマンスを実施し、外国人住民及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げます。	令和7年10月18日～19日開催 来場者数：約165,000名
75	せたがや国際メッセの実施(再掲)	文化・国際課 せたがや国際交流センター	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。	せたがやイーグレットホールにて、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)との共催で「第9回せたがや国際メッセ」を実施した。 ※第7回ホストタウンコンサート同時開催 実施日：令和8年2月28日(土) 来場者：約2,000名
76	English Tableの実施(再掲)	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションを図ることで、日本人が英語に親しむ機会を作るとともに、参加者間での交流を深めます。	せたがやイーグレットホール集会室にて、「第9回せたがや国際メッセ」の中で開催した。 1回30分、全4回実施。 実施日：令和8年2月28日 参加者数：90名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
せたがやイーグレットホールにてアメリカ発祥の音楽「ゴスペル」を開催。約 550 名の来場者が気軽にアメリカ文化に触れ、楽しめる機会を創出することができた アメリカ大使館の紹介を受けた、大曲翔氏による演奏、講演、質疑応答を通じた八幡中学校全校生徒（約 220 名）との交流を行った。	東京 2020 大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現を目指すため、ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みを庁内で連携しつつ継続していく。また、様々な機会を捉え、ホストタウンロゴマークの活用、事業者との協力による情報発信を通じて、世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることを周知するとともに、多文化や多様性への理解を促進する。	
二子玉川公園での出店や、多摩川河川敷での野外上映といった屋外事業を実施しなかったことから、令和 6 年度より参加者が減少している。	令和 8 年度も、（一社）キネコ・フィルムとの共催を予定している。 10 月 30 日（金）オープニングセレモニー／パーティー 10 月 31 日（土）～11 月 3 日（火・祝）映画上映等 11 月 3 日（火・祝）クロージングセレモニー	
「やさしい日本語」を用いた交流会として定着。前半は日本語学科の留学生によるプレゼンテーションを行い、後半は参加する日本人とテーブルを囲み、意見交換や情報交換をしながら親睦を図った。応募者はリピーターも多いが、日本語を話したい外国人住民や、ボランティア希望者など新規の参加者数も増加した。	「交流すること」を目的としたシンプルな企画構成であることから、リピーターで参加する方も多い。自国文化を発表する留学生の個性が感じられるのが本企画の特徴であり、今後は留学生の地域活動の一環として発表形式などを広げて展開することを目指す。	
来場者数は雨天のため約 500 名と少なかったが、多世代が来場し、地域での国際交流を深められた。	令和 8 年度も引き続き 3 者で協力しておまつりを開催する予定。	
29 回目を迎えた令和 7 年は、毎年組成していた実行委員会を、通年組織として改編した。昨年度に引き続き、テンプル大学や日本大学のキャンパスでも実施し、公募ボランティアスタッフが商店街と共同で街の装飾作りを行うなど、地域の大学、商店街・町会などと連携し、充実したイベントとなった。	令和 8 年 10 月 17 日（土）・18 日（日）開催予定	
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。また、ホストタウンコンサートと同時に開催することで来場者数が増え、より多くの区民が多様な文化に触れることができた。	令和 8 年度も、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）との共催を予定している。令和 7 年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
参加者が前回は上回ったことで、より多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター）と連携しながら実施に向けた準備を行っていく。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
77	「やさしい日本語」でまち歩き（再掲）	せたがや国際交流センター 経済課	日本人住民と外国人住民が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力とした情報発信を推進します。	【さんちゃ にほんご まちたんけん】 「外国人のための日本語教室」「日本語サポーター講座」の受講者を対象に実施。三軒茶屋の商店街等協力のもと、まち散策を開催した。 (参加：51名)
78	外国人向け英語によるまち歩き（再掲）	せたがや国際交流センター 経済課 世田谷産業振興公社	英語ガイドが区内の有名場所を案内します。	【さんちゃ にほんご まちたんけん】 (再掲) 在住外国人と日本人サポーターが交流しながら、三軒茶屋の商店街を散策することで地域の魅力を発見するイベント（参加：51名）。
79	子ども企画の実施（再掲）	せたがや国際交流センター	夏休み期間中に、子どもたちがイベントを通じて海外の人と触れ合うことのできる機会を設けます。	【多文化理解講座】 “子ども大使”のアンゴラ共和国大使館訪問（参加22名）。
80	韓国語でおしゃべり（再掲）	せたがや国際交流センター	国際交流センターにて、韓国語で話したい方が集まり韓国語のネイティブスピーカーと一緒にしゃべりをします。	国際交流センターの韓国人スタッフによる韓国語講座を実施した。 毎月第4木曜日他(19回) (参加延べ68名)

②ボランティア

	項目	所管課	内容	実績・数値等
81	世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進	文化・国際課	ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボランティアへの登録を促進します。	新規登録家庭数：14 家庭 利用実績：12 家庭 総登録家庭数：72 家庭
82	観光ボランティアガイド事業の実施	経済課	多くの観光客に世田谷の魅力を伝えるため、観光ボランティアガイドによるガイドを実施します。	外国語の受付フォームよりガイド実施利用者数：3 名 6 月に豪徳寺における外国人観光客向けガイド実施 利用者数：94 名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
日本語初心者外国人住民と日本人サポーターが同グループで行動することで、「やさしい日本語」での会話を楽しみながら和やかな交流を図る機会となった。まち散策では訪問するポイントが設定され、産業振興公社や地元の商店街、世田谷警察署らにイベントへの協力をいただいた。	在住外国人の生活者が、区民と交流することで、地域社会及び日本のライフスタイルへの関心、地域社会への理解と愛着を深める機会となった。また”世田谷散策”を通じて、現在の世田谷の魅力にあわせて歴史的背景への理解も深めることができた。これを基盤にして多文化共生の新たな発見ができるような情報発信を推進する。	
外国人参加者は、英語を含む母国の言葉と日本語を併用しながら、商店街の店舗と交流することで、実践的な日本語使用の機会創出と地域活性化に結びついたことが評価された。	在住外国人の地域への関心を高めるためには、単なる「交流」にとどまらず、地域との関係性を深める仕組みが必要。そのために継続性、生活密着、双方向性を意識した企画改善策と、観光的な交流だけではなく、地域社会のルールなど日常生活に関わる要点と結びつけた学びの機会にしていくことも重要。また、野外でのイベント運営体制やリスク管理にも踏み込むことで完成度を高めていく。	
小学校5年生を対象にアンゴラ共和国大使館への訪問を実施。参加者は施設見学をはじめ、アンゴラ共和国の生活様式や文化についてのレクチャー、食文化を楽しむなど、多文化体験の貴重な機会となった。	子どもたちが事業を通じて海外の人と触れ合い、親子で多文化・多様性への理解を深める機会の充実を検討する。	
韓国人スタッフが中心となり、テーブルを囲んで韓国の文化や慣習などをテーマに韓国語で会話して交流する。毎回、身近な話題を取り上げながら韓国文化に触れることで多文化理解と親近感を深める機会となった。	本企画をきっかけにして、アンケートでも気軽に参加できる少人数での企画を希望する区民の声も多く見受けられる。今後は、センター内のスペースを有効活用して、小規模でも交流イベントの企画が可能な団体との連携体制の検討を行い、区民のニーズに対応する国際交流の場の拡充を図る。	

②ボランティア

実績に対する評価	今後の取組み	備考
姉妹都市交流事業において、引き続き登録家庭を活用することができた。	令和8年度も引き続き登録申請を受け付け、姉妹都市等との交流事業の折には活用していく。	
区内スポットの魅力を外国人観光客へPRすることができた。	引き続き、区内スポットの魅力を外国人観光客へ発信していく。	

③研修・講座等

	項目	所管課	内容	実績・数値等
83	多文化理解講座の実施	せたがや国際交流センター	主に日本人を対象に、海外の文化や慣習を知る機会を設けることで、多文化共生の意識を醸成します。	「やさしい日本語ワークショップ入門編」（参加 37 名） 「やさしい日本語ワークショップ実践編」（参加 32 名） 「姉妹都市提携 55 周年記念「ウィニペグ市の魅力～多文化共生の街を旅する」」（参加 46 名） 「珈琲で知るルワンダ共和国」（参加 37 名）
84	職員自主研修の支援	研修担当課	語学講座・他国交流講座等の自己研鑽の機会を提供します。	職員の自主的な学習意欲を喚起する目的として、団体料金で受講できる講座の案内や受講料の一部を助成する「職員自主研修助成」を案内した。 語学講座数：21 講座 受講者：1 名 自主研修助成：1 名 また、職員自身による自己啓発の支援として、自己啓発 Web システムを導入し、自己研鑽の機会を拡充した。 語学系コンテンツ数：52 種 視聴人数：25 名 ※令和 7 年度からは語学系のコンテンツを視聴した人数を集計している。
85	職員向け人権研修の実施	研修担当課 人権・男女共同参画課	職員の人権意識の啓発を図るため、人権研修を実施します。	採用 1 年目、技能 1 年目職員対象人権研修：346 名 常勤職員対象人権研修：806 名 会計年度任用職員対象人権研修：95 名 ※7 年度より原則職場研修と実施手法変更のため、当課実績は減少。
86	多文化共生啓発リーフレットの作成・配布	文化・国際課	区の多文化共生について紹介した啓発リーフレットを作成し、配布を行います。	令和 6 年度の「外国人との意見交換会」での意見をもとに作成した多文化共生啓発リーフレットを 4 言語（日・英・中・韓）に翻訳・印刷し、下記で周知した。 公開先：区ホームページ、クロッシングせたがやホームページ 配布先：まちづくりセンター、図書館、各総合支所くみん窓口、出張所、男女共同参画センターらぶらす、クロッシングせたがや
87	教育総合センターにおける英語教室の実施（小学生以上対象）～国際理解教育事業	事業推進担当課	小・中学生及び高校生・社会人・シニアなど区民を対象に英語でのコミュニケーションを体験するプログラムを実施します。	テンプル大学との連携により、英語体験講座を小学生クラス 14 回（参加者数延べ 237 名）、中学生クラス 4 回（参加者数延べ 22 名）、高校生以上クラス 11 回（参加者数延べ 200 名）実施した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
多文化理解講座は、幅広い世代の区民に多文化共生の意識を啓発し、同時に外国人住民との交流の機会も多く設けることができた。	在住外国人を対象とした、日本文化に触れる体験型ワークショップの講座数を増やした。また姉妹都市や世田谷区内の大使館とも連携して事業を展開することができた。「やさしい日本語ワークショップ」では、留学生のボランティアと参加者が「日本語の伝わり方」について、各々の視点でディスカッション行った。関連企画としてパネル展を開催するなど、やさしい日本語の推奨による多文化共生の理解を深める機会として進めていく。	
通信教育や自己啓発 Web システムを活用して、語学を学ぶ機会を提供することができた。	引き続き、職員自らが学ぶ意欲を持ち続けられるよう、時代に合わせた自己研鑽の機会を提供する。	
人権について最新の正しい知識を習得させ、地方公務員としてより高い人権意識を持たせる機会を設けることができた。	採用後も定期的に研修を実施して、職員が人権意識について確認する機会を継続的に設ける。	
多言語での翻訳を行い、HP で公開し、区関連施設に配架することで、多文化共生意識の啓発につなげることができた。	区関連施設での配架、HP でのデータ公開を引き続き行い、せたがや国際交流センターやイベント等で広く周知を行っていく。	
テンプル大学の講師と大学生による英語でのアクティビティを通して、楽しみながら英語や文化について理解を深める機会を提供することができた。	令和 8 年度からは、学校での英語教育の充実、海外派遣・受入事業や国内体験事業の拡充に重点を置くことから、教育総合センターでの英語教室は廃止する。代わりに、主な来館者層である乳幼児～小学生を中心とした幅広い年齢層が楽しめる英語図鑑を新たに設置し、タッチペンを活用したリスニング等、視覚と聴覚の両面から英語への興味関心を高める常設コンテンツとして運用していく。	教育研究・ICT 推進課から事業推進担当課へ組織改正

	項目	所管課	内容	実績・数値等
88	教育総合センターにおける英語教室の実施（乳幼児対象）～国際理解教育事業	事業推進担当課	外国人講師と触れ合いながら保護者と共に歌や手遊びなど遊び感覚で英語を楽しみます。	英語体験講座を0歳～2歳の親子を対象に11回（参加組数延べ210組）、3歳～5歳の親子を対象に11回（参加組数延べ209組）実施した。
89	人権に関する意識の啓発	文化・国際課 人権・男女共同参画課 せたがや国際交流センター	個人を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮することができるよう、講座や展示等を通して、人権に関する意識の啓発を行います。	【多文化理解講座】 「難民映画祭パートナーズ上映会」（来場者：210名）。 上映作品「ビバ・マエストロ！指揮者ドゥダメル挑戦」
90	日本語以外を母語とする人々への資料提供等（再掲）	中央図書館	各区立図書館において、区内在住の方の母語（日本語以外）の主要な言語を中心に、暮らしに必要な資料・情報が母語で入手できるよう、資料の収集・提供を行います。	引き続き多言語資料の充実に努めた。 令和7年度新規購入実績（中央） 英語 278 冊、中国語 26 冊、韓国・朝鮮語 33 冊 新たに、中国語、韓国・朝鮮語などの非アルファベット言語による資料検索を可能とするため、一部資料について当該言語によるデータを作成（638 件）し、これらの言語での資料検索を可能とした。
91	ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発（再掲）	都市デザイン課	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。また、LGBTQ などの性的指向及びジェンダーアイデンティティなどの多様性を尊重した視点も必要です。できるだけ多くの人にとってわかりやすいデザインとその考え方を示したガイドライン（情報のユニバーサルデザインガイドライン）の普及や職員向け研修をはじめ、区民向けユニバーサルデザインワークショップ等により、ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な啓発を行います。	だれもが利用しやすい施設の整備・運営を円滑に進めるため、令和8年3月4日に都市デザイン研修を開催し、ユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性を説明した。
92	職員向け「やさしい日本語」研修等の実施（再掲）	文化・国際課	「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人等や高齢者、障害者にもわかりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。	世田谷文化生活情報センターセミナールームにて、職員を対象にした「やさしい日本語」研修を実施した。 実施日：令和8年1月14日 受講者数：88名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
外国人講師による歌や工作、手遊びなどの親子参加型のプログラムにより、遊び感覚で英語を楽しむ機会を提供することができた。	令和8年度からは、学校での英語教育の充実、海外派遣・受入事業や国内体験事業の拡充に重点を置くことから、教育総合センターでの英語教室は廃止する。代わりに、主な来館者層である乳幼児～小学生を中心とした幅広い年齢層が楽しめる英語図鑑を新たに設置し、タッチペンを活用したリスニング等、視覚と聴覚の両面から英語への興味関心を高める常設コンテンツとして運用していく。	教育研究・ICT 推進課から事業推進担当課へ組織改正
世界難民の日に合わせて国連 UNHCR 協会との関連事業「難民映画祭パートナーズ上映会」を実施した（6月22日）。ドキュメンタリー作品の上映を通じて、世界における難民問題の現状を知って、自身でも考える機会とした。	引き続き、Web や広報媒体による告知を活用しての集客方法を探っていく。また映画上映にあわせてゲストスピーカー登壇による「難民問題」「人種差別」等の問題提起もイベントにおける重要なポイントとして注力していく。	
主要言語を中心に様々なジャンルの資料を収集・提供することができた。 非アルファベット言語による資料検索を可能としたことにより、当該言語を母語とする利用者が資料を検索しやすい環境を整備し、利便性の向上が図られた。	区内の国籍別人口で中国、韓国、米国に次いで人口が多い、ベトナム・フィリピン（タガログ語）・ネパールなどの言語について資料収集の取組みを行う。 非アルファベット言語を対象としたデータ作成の取組みを継続し、検索環境のさらなる充実を図る。	
庁内の各領域の職員が参加し、ユニバーサルデザインに対する知識を広く浸透させることができた。	資料を庁内公開サイトに掲載するなど、情報発信の拡大に努める。	
「やさしい日本語」の基礎について幅広く周知を行った。また、研修受講人数を拡充したことで、より多くの職員に「やさしい日本語」研修を受講してもらい、庁内における外国人住民への対応力の向上に寄与することができた。	庁内における「やさしい日本語」の活用をより促進するため、令和8年度以降も引き続き講座を実施する。 参加者からは時間が足りなかった、もっと学びたかった等の声があったため、研修時間や内容について講師と調整のうえ、より効果的な手法等について検討していくとともに、さらに多くの職員が研修を受講できるよう、収容人数が多い研修会場での実施を検討していく。	

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象とした外国語教育の充実など、国際理解教育に加え、学校において人権尊重の視点に立った多文化共生への取組みを推進します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

計 44 名の児童・生徒が姉妹都市 3 市を訪れ、現地の日常生活を体験し様々な交流を行うことにより、国際理解・多文化共生意識を深めることができた。また、学校においては、児童・生徒に対する国際理解教育に加え、教員向けの人権教育研修を行い、各園・各校における計画的な指導につなげることができた。

引き続き、海外派遣・受入や学校等における各取組みを通して、児童・生徒の意識醸成に努める。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
93	海外派遣等を通じた国際交流事業の実施	文化・国際課、教育指導課	児童・生徒の国際理解を深めるとともに、国際化の進展に対応し、異文化の理解・多文化共生の考え方に基づき、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力を醸成することを目的に、児童・生徒の国際交流事業に取り組みます。	【小学生派遣】 ・オーストラリア・バンバリー市派遣 期間：令和 7 年 10 月 30 日～11 月 7 日 派遣人数：児童 14 名、引率 4 名 ・オーストラリア・ウィーン市・ドゥブリング区 期間：令和 7 年 10 月 18 日～25 日 派遣人数：児童 16 名、引率 4 名 【中学生派遣】 オーストラリア・バンバリー市派遣 期間：令和 7 年 9 月 11～19 日 派遣人数：生徒 14 名、引率 4 名
94	国際理解教育の充実	教育指導課	様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図ります。	より多くの児童・生徒が国際的な視野を広め、国際理解を深める教育を推進するため、国内においては国内留学プログラム助成、小学校英語体験出張教室、オンライン海外交流プログラム等の事業を実施し、国外においては、小・中学生の海外派遣事業を実施した。
95	小学校「外国語活動」の充実	教育指導課	小学校低学年に外国語活動の時間を設定し、ALT（外国語指導助手）を派遣することで外国語に親しむ機会を増やします。	小学校全校（61 校）にて実施した。
96	多様な手法による英語教育の充実	教育指導課	急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。	小学校に A L T 及び英語活動支援員を、中学校に外国語授業 A L T と外国語授業以外 A L T を配置した。
97	多文化共生事例の紹介	教育指導課	区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、各校に共有し、多文化共生の意識の醸成を図ります。	各学校が独自につながりのある大使館や留学生、海外日本人学校等とオンラインを活用するなどして出前授業や学校紹介等、多文化共生の意識づくりに資する国際交流活動に取り組んだ。
98	多文化共生等の理解促進に向けた人権教育研修等の実施	教育指導課 事業推進担当課	区教育委員会では、人権課題の一つに「外国人」を掲げ、各園・各校は発達段階に応じて計画的な指導計画の作成を進めます。また、区立幼稚園、小・中学校の教育研修において、人権教育研修を実施します。	区立幼稚園、小・中学校（全 98 園・校）の教員を対象に人権教育研修を実施した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
直接交流事業を全面再開し、より一層活発な国際交流の機会を創出することができた。	引き続き生徒の海外派遣を実施していく。	
国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深めるとともに、異文化理解に資する機会を児童・生徒に提供することができた。	異文化の理解・多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充する。また、海外派遣事業においては海外派遣先を拡充し、派遣先に応じたテーマ性をもたせ探究的に学ぶことで、単なる知識ではなく主体性を持って取り組められるような海外体験とする。また、姉妹都市への親善訪問としての意味合いが強かったこれまでの海外派遣事業を、教育交流の色合いを濃くし、国際理解教育としての体験活動を充実する。	
令和 2 年度からの高学年における外国語活動の教科化については英語活動支援員を補助者として配置することで引き続き対応し、中学年における外国語活動の導入については A L T を配置することで引き続き対応することができた。	小学校教員への英語研修の実施や、小学校 A L T ・英語活動支援員との連携促進などにより、教員の英語指導力の向上及び授業運営の改善を図ることで、オンライン多文化共生に関わる国際理解教育を一層推進する。	
英語を話す機会を増やすことにより、多様な手法で実践的なコミュニケーション能力を育成するための環境が整備された。	よりインタラクティブなコミュニケーションの機会を増やすために、A L T ・英語活動支援員の更なる効果的な活用方法を模索する。新規事業として、小学校はオンライン英会話、中学校は AI 英会話を取り組んでいく。	
多文化共生事例の紹介を通し、児童・生徒の意識啓発に繋げた。	引き続き、取り組んでいく。	
人権課題の重点である「外国人」をはじめ、「子供」「障害者」「性自認」「性的指向」についての理解を深め、各園・学校で計画的な指導を実践することができた。	引き続き、人権教育研修を実施する。	教育研究・ICT 推進課から教育指導課及び事業推進担当課に移管

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実

多文化共生・国際交流団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と今後の取組み】

国際平和交流基金助成においては、新規団体の申請もあり、多文化共生や外国人支援を目的とした活動のスタートアップ支援を行うことができた。引き続き、助成事業を通して多文化共生・国際交流団体の活動の活性化を図る。

また、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）においては、区内で活動する国際協力団体と連携した事業の実施により、区民と団体をつなげることができた。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
99	国際平和交流基金助成による団体支援	文化・国際課	国際平和交流基金を活用し、区民による自主的な活動団体の、多文化共生や国際協力等を目的とした活動を支援します。	(1) 国際交流活動助成 助成団体：3 団体 助成金額合計：50 万円 (1 団体あたりの上限 20 万円) (2) バンバリー市マラソン派遣助成 コロナ禍以降、マラソン派遣助成を休止し、令和 3 年度からは手法の見直し等によりオンラインで実施をした（参加者数 5 名）。
100	国際活動団体への支援	せたがや国際交流センター	区内で活動する国際交流活動団体等の活動内容を区民に紹介し、周知を図るとともに、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげます。	世田谷区内で子ども支援活動を行う国際協力団体(4 団体)と連携した「せたがや ファミリーDAY」（参加：164 名）を年間 2 回実施した。 また 8 月の「ふるさと区民まつり」、11 月「せたがや国際メッセ」、3 月「砦地域ご近所フォーラム」でも国際事業部ブースを設けて「せたがや国際交流センター」の活動 PR に努めた。

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(4) 不当な差別的取扱いへの対応強化

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と今後の取組み】

男女共同参画・多文化共生施策に対する区長への申立ては 0 件であった。制度が適切に活用されるよう、委員会のあり方や周知等について検討していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
101	男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情相談・申立て等への対応	文化・国際課 人権・男女共同参画課	条例に基づき、男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会において、多文化共生施策に対する区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。	区長への申立て件数：0 件 (うち苦情処理委員会への諮問件数 0 件)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
(1) 前年度より申請団体数が増加したものの、依然としてコロナ禍以降、活動を休止・縮小している区内国際交流団体が多く、申請件数が伸び悩んでいる。 (2) オンライン実施を5年間継続したことによる一定の実績が積み上がりつつある。	(1) 助成団体に対してさらなる有用な助成金の執行となるよう要綱を改正するとともに、申請件数の増加に繋がるよう事業の周知を行っていく。 (2) 令和8年度以降、派遣助成事業を再開する。	
世田谷区内で子ども支援の活動を行う国際協力団体(4団体)と連携した「せたがやファミリーDAY」は、親子対象のイベントとして、幼児から中学生までが抱える課題を専門家に相談する場や、多言語による絵本朗読、留学生による日本での生活のプレゼンテーションなど、団体ごとに幅広いアプローチで会場を賑わせた。	区内の国際活動団体の連携に努めて継続的にイベントを展開していく。また、交流の場としても区民と団体が繋がる機会として、多文化共生の推進と世田谷の団体活動の活性化を図る。	

実績に対する評価	今後の取組み	備考
ここ5年ほど苦情処理委員会への諮問はほとんどなく、条例等に基づく適切な男女共同参画事業が実施されているものと認識している。	苦情処理委員会への諮問に該当する申立てが行われた場合は、規定に則り適正に対応する。さらに「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において意見を聴取し、区民がより利用しやすい制度となるよう、引き続き、検討する。	

庁内における多言語冊子、チラシ等一覧

	出版物名	使用言語	内容	担部署名
1	特別区民税・都民税納税通知書について	英語、日本語	特別区民税・都民税納税通知書に同封する説明書、及び納税通知書の裏面に記載された項目の英語版。希望者に窓口または郵送で配布。	財務部 課税課
2	東京 23 区の住民税	英語、中国語 韓国語、日本語	東京 23 区の住民税のしくみをわかりやすく説明。※発行：特別区税務課長会	財務部 課税課
3	世田谷区全図/災害時区民行動マニュアル	英語、中国語、韓国語、日本語	防災情報を含んだ世田谷区全図及び地震対策についての情報提供。	危機管理部 災害対策課 生活文化政策部 文化・国際課
4	ライフ・イン・セタガヤ	英語、中国語、韓国語、日本語	防災・保健・医療・教育・税金・子育て等の諸手続きをわかりやすく説明。	生活文化政策部 文化・国際課
5	外国人のための日本語教室	英語、中国語、韓国語、日本語	上記 5 に挟み、日本語教室の開催について周知。（中国語・韓国語は HP 掲載）	生活文化政策部 文化・国際課
6	Crossing Setagaya Newsletter	やさしい日本語、英語、中国語	行政情報や区内のイベント・講座等についての情報を発信。月 1 回発行。	(公財) せたがや文化財団 (せたがや国際交流センター)
7	世田谷区のあらまし SETAGAYA CITY OUTLINE	英語	世田谷区のみどころと区政の概略等を写真やグラフを使用して紹介。	生活文化政策部 文化・国際課
8	これって DV…？ひとりで悩んでいませんか	英語、中国語、韓国語、日本語	DV（ドメスティック・バイオレンス）及び DV 防止について説明したハンドブック。相談窓口の掲載あり。	生活文化政策部 人権・男女共同 参画課
9	資源とごみの分け方・出し方	英語、中国語、韓国語、日本語	資源とごみの分け方・出し方を説明したリーフレット。	清掃・リサイクル部 事業課
10	国民健康保険のてびき	英語、中国語、韓国語、日本語	外国人住民向け国民健康保険制度の案内、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
11	国民健康保険のてびき（簡易版）	英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、日本語	外国人住民向け国民健康保険制度の案内（簡易版）、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
12	国民年金加入手続きをされた方へ	英語、中国語、韓国語、日本語	国民年金の加入手続きをされた方に対する案内。	保健福祉政策部 国保・年金課
13	国民年金保険料 免除・納付猶予/ 学生納付特例の申請について	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ロシア語、ミャンマー語、カンボジア語、ネパール語、モンゴル語、日本語	外国人住民向け免除・納付猶予/学生納付特例の案内	保健福祉政策部 国保・年金課
14	日本の国民年金制度	同上	外国人住民向け国民年金制度の案内。 ※発行：日本年金機構	保健福祉政策部 国保・年金課
15	学童クラブ （新 BOP 学童クラブ児童募集案内）	英語、日本語	新 BOP 学童クラブの役割・制度、新 BOP 学童クラブと BOP の違い、入会申請書記入例等。	子ども・若者部 児童課
16	ひととき保育	英語、日本語	ひととき保育利用の外国人保護者向けに利用案内、こどものケアカード。	子ども・若者部 子ども家庭課
17	弦巻児童館案内ポスター	英語、日本語	地域に住んでいる外国人住民向けに英語での児童館紹介。	子ども・若者部 児童課 弦巻児童館

18	上北沢児童館案内チラシ	英語、日本語	子育てひろばを中心とした児童館案内。	子ども・若者部 児童課 上北沢児童館
19	代田児童館 大人利用者カード	英語、日本語	日本語が話せない外国人住民でも利用できるよう、英語表記の大人利用者カードを作成。	子ども・若者部 児童課 代田児童館
20	保育園のしおり	英語、日本語	保育園の生活や保育園と家庭の役割等を説明したパンフレット。	子ども・若者部 保育課
21	保育のごあんない	英語、日本語	保育園の入園手続きを説明したパンフレット。	子ども・若者部 保育課
22	外国語版母子健康手帳	英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、タイ語、ポルトガル語、インドネシア語、日本語	妊娠の届出をした在住外国人（日本語が理解できない場合）に、通常の母子健康手帳と共に外国語版を配布。 ※発行：（公財）母子衛生研究会	世田谷保健所 健康推進課
23	乳幼児健康診断及び定期予防接種	英語、日本語	乳幼児健康診査および予防接種のご案内、その他の健診の受診票およびご案内。	世田谷保健所 健康推進課 感染症対策課
24	区立図書館利用案内	英語、日本語	区立図書館の利用方法等を説明したチラシ。	教育政策・生涯学習部 中央図書館
25	Setagaya Guide Book	英語、日本語	内容：世田谷区内の観光スポット等の紹介冊子。	（公財）世田谷区 産業振興公社
26	同性パートナーシップ宣誓について	英語、日本語	同性パートナーシップ宣誓制度の案内。	生活文化政策部 人権・男女共同 参画課
27	ウォーキングマップ	英語、日本語	区内5地域のウォーキングモデルコースを掲載したマップ。	世田谷保健所 健康企画課
28	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に関するパンフレット	英語、中国語、韓国語、日本語	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の紹介。	世田谷保健所 健康企画課
29	せたがやふるさと区民まつりパンフレット	英語、日本語	区民まつり当日に会場内で希望者へ配布するパンフレット。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・ 交流推進課
30	二十歳のつどい案内状	日本語、英語	二十歳のつどい（成人式）の対象者あてに発送する案内状。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・ 交流推進課
31	野毛大塚古墳パンフレット	日本語、英語	玉川野毛町公園内にある野毛大塚古墳について紹介するパンフレット。	教育委員会事務局生涯学 習課
32	旧清水家住宅書院パンフレット	日本語、英語	二子玉川公園内にある旧清水家住宅書院について紹介するパンフレット。	教育委員会事務局生涯学 習課
33	世田谷区立郷土資料館パンフレット	日本語、英語	世田谷区立郷土資料館について紹介するパンフレット。	教育委員会事務局生涯学 習課

(令和8年7月23日 部会開催)

【基本方針1 誰もが安心して暮らせるまちの実現】

- ・ボランティアによる地域日本語教室では、会場確保などの様々な課題も存在していると思われる。「今後の取組み」の中では、情報収集・課題把握だけでなく、ボランティア活動に対する支援の拡充についても言及できると良い。
- ・「やさしい日本語」普及のためには、窓口だけでなく、日常の買い物やレジャーなどのシーンでの活用がより効果的だと思われる。地元の商工会議所や商店街と連携し、物販や外食、サービスといった分野で働く従業員向けの研修の実施や、テキストの作成・配布等を検討してもらいたい。
- ・「やさしい日本語」の取組みにおいて、日本語を母語としない人の声を聴く機会があるといい。たとえば、職員研修に外国人住民を招き、実体験や要望を話してもらったり、演習で作成した「やさしい日本語」が実際に伝わっているかについて意見や感想をもらったりすることができれば、より外国人住民への理解が進むと思う。
- ・せたがや国際センター（クロッシングせたがや）は、認知度も高まり、各団体と連携したイベントなど年々充実していることがみてとれた。区の多文化共生施策との連動に加え、日本人住民と外国人住民と一緒に地域をつくる視点を大切にすることで、多文化共生の取組みが広がると思う。
- ・行政が担う日本語支援は、単なる語学教育ではなく、地域生活や交流につながる初期段階の生活日本語支援として明確に位置づけられれば良い。
- ・ホームページで粗大ごみの出し方について多言語による情報発信を行っている点は評価できる。一方で、ごみに関する情報は日常生活に直結する重要なものであるため、ホームページに上手くアクセスできない外国人住民へも必要な情報が届くようにできればよい。

【基本方針2 地域社会における活躍の推進】

- ・「外国人ボランティア」の実績は、実際の活動状況に比べて狭く捉えられている可能性がある。区の事業におけるボランティアだけでなく、範囲を広く捉え、地域活動などにおける外国人住民本人の積極的な参加・参画を幅広く把握することができれば良い。
- ・アンケート回収率向上に向けた工夫（封筒の改善、礼状兼督促はがきの送付等）は評価できる。今後も外国人住民の声を幅広く把握するため、調査手法の改善を継続してほしい。
- ・外国人住民の地域活動への参加意向および町会・自治会への加入状況等について、区として実態把握を進められると良い。

【基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消】

- ・帰国児童生徒や外国籍・外国にルーツのある児童生徒など、学校ではすでに多様な文化や価値観をもつ人がともに学んでいる。国際理解から一歩進み、多様な人々が違いを認め合う視点を大切にすることを取組みに入れられれば良い。
- ・多文化共生リーフレットを外国人住民と協働して作成した点は評価できる。今後はリーフレットの認知度や効果を把握しながら、さらなる周知を進めてほしい。
- ・多文化共生や男女平等などに関する人権教育・研修は実施されているものの、意識啓発の観点からは課題もあると思うため、引き続き取組を強化していく必要がある。

令和7年度(2025年度)
世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況報告書

令和8年9月発行

世田谷区生活文化政策部 文化・国際課
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3439 FAX 03-6304-3710